

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会(第30回)

日時：令和4年3月21日(月祝) 10:00～12:00

場所：西の丸会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事 名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について <資料1>  
令和4年度の二之丸庭園の修復整備について <資料2>

4 閉会

## 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会(第30回)出席者名簿

日時：令和4年3月21日(月祝) 10:00～12:00

場所：西の丸会議室

(敬称略)

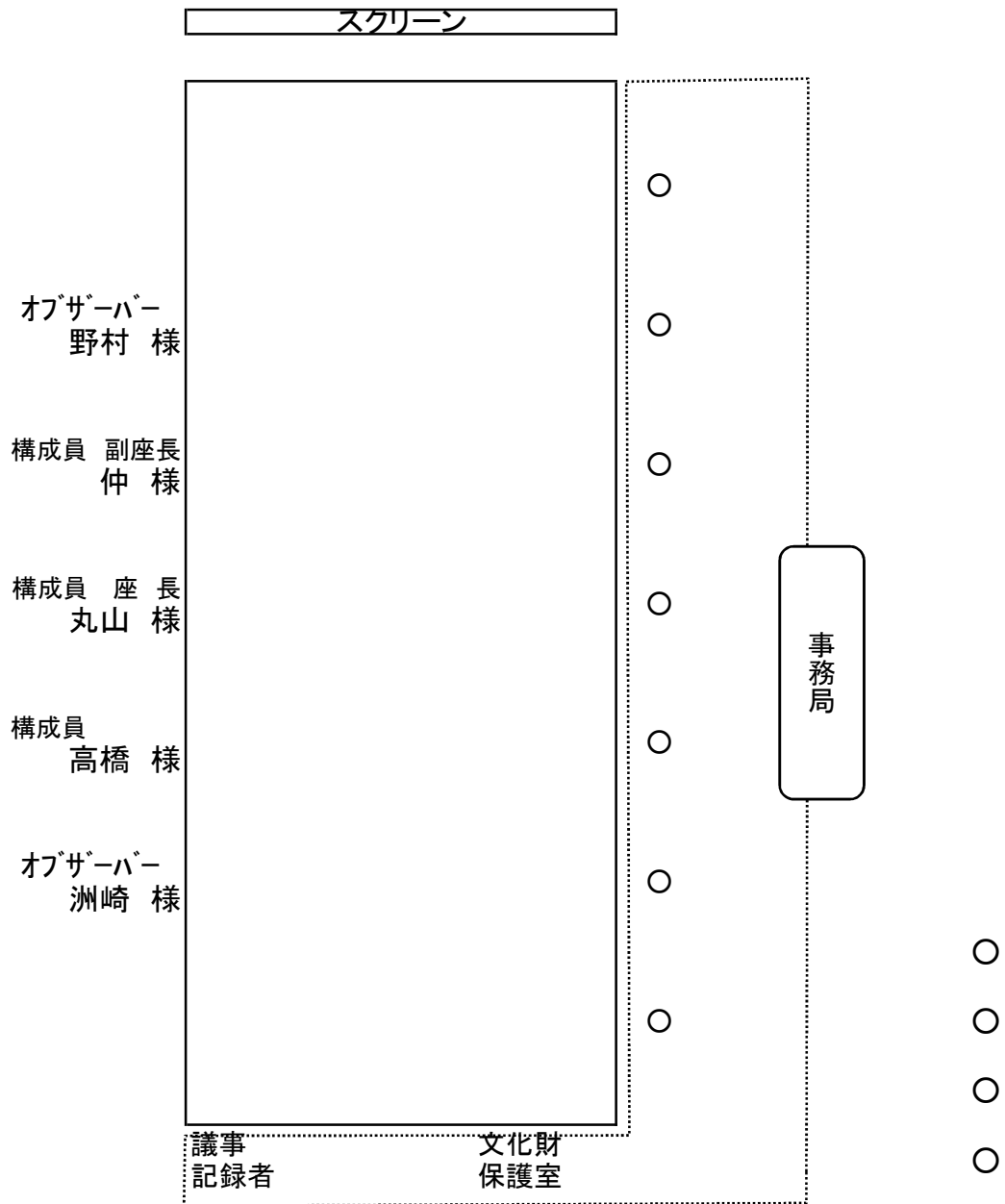
### ■ 構成員

氏名	所属	備考
丸山 宏	名城大学名誉教授	座長
仲 隆裕	京都芸術大学教授	副座長
栗野 隆	東京農業大学教授	(リモート)
高橋 知奈津	奈良文化財研究所研究員	

### ■ オブザーバー

氏名	所属	備考
野村 勘治	有限会社野村庭園研究所	
白根 考胤	中京大学教授	(リモート)
平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	(リモート)
洲崎 和宏	愛知県県民文化局文化部文化芸術課 文化財室室長補佐	

庭園部会 第30回 座席表



# 名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業

令和4年3月

名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所

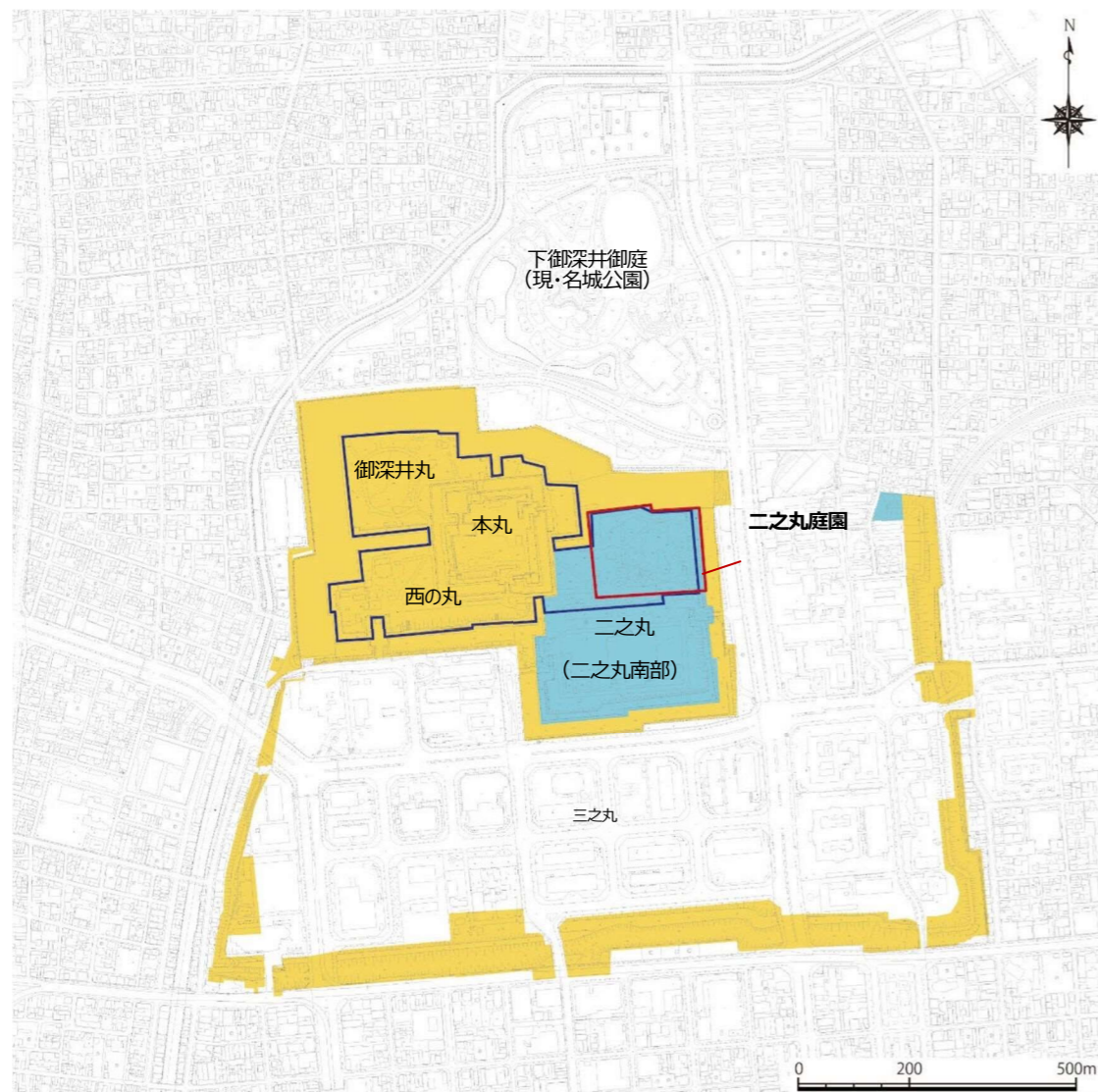


用語の定義

用語の定義

【名古屋城跡の地区に関する用語（図1）】

- 名古屋城：歴史、文化、地域性等を含む総合的な意味合いにおいて名古屋城を指す場合に用いる
- 名古屋城跡：特別史跡名古屋城跡の指定範囲全域を示す
- 二之丸：近世における二之丸の曲輪範囲全域を示す（未告示範囲に該当）
- 名古屋城二之丸庭園（二之丸庭園）：名勝指定範囲を示す
- 二之丸南部：二之丸の無料区域を示す
- 有料区域：名古屋城跡の入場料徴取範囲を示す

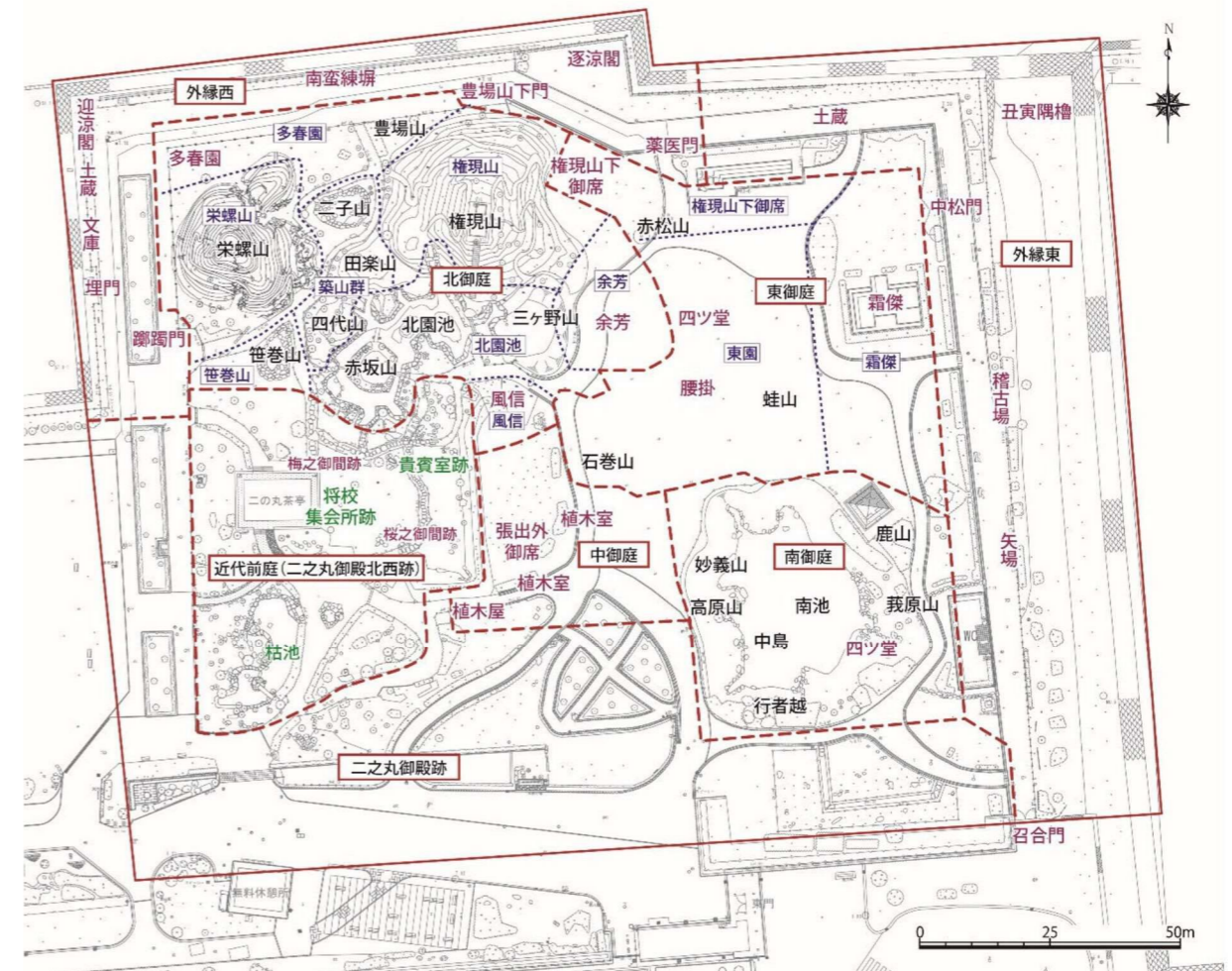


特別史跡指定範囲 特別史跡未告示区域 名勝指定範囲 有料区域

図1 特別史跡名古屋城跡及び周辺地域名称

【二之丸庭園の地割区分（図2）】

本計画の策定にあたり、二之丸庭園を下図のとおり地割区分し、各区分の名称を設定した。（第2章第3節による）



名勝指定範囲 地割区分 小区分  
《構成要素の名称》紫：近世の建造物等、黒：近世の築山等、緑：近代の建造物等

図2 名勝名古屋城二之丸庭園地割区分及び主な構成要素の名称

【建造物の整備手法に関する用語】

- 移築再建：オリジナル部材の遺る建造物を移築し、遺構から推定される位置に再建
- 復元※：当時の規模、構造、形式等により当該建造物の遺構直上に再現
- 復元的整備※：規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現 又は 往時の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について史資料を多角的に検証して再現

※文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日）による

目次

第1章 整備事業の概要

- 1. 特別史跡名古屋城跡保存活用計画
  - 1-1. 名古屋市における特別史跡名古屋城跡保存活用計画・・・P. 1
  - 1-2. 全体の整備の考え方・・・P. 2
  - 1-3. 二之丸庭園整備の考え方・・・P. 3
- 2. これまでの取り組み・・・P. 4
- 3. 名勝名古屋城二之丸庭園整備事業・・・P. 5
  - 3-1. 二之丸庭園の整備・・・P. 5
  - 3-2. 地割区分別基本方針・・・P. 6
  - 3-3. 復元対象の歴史的建造物・・・P. 7
  - 3-4. 余芳の移築再建について・・・P. 8
- 4. 整備計画と事業スケジュール・・・P. 9
- 5. 検討体制・・・P. 11
- 6. 事業運営組織・・・P. 13

第2章 名古屋城二之丸庭園の概要

- 1. 文化財指定と本質的価値・・・P. 14
  - 1-1. 名古屋城の文化財指定・・・P. 14
  - 1-2. 二之丸庭園の名勝指定・・・P. 14
  - 1-3. 二之丸庭園の本質的価値・・・P. 16
- 2. 二之丸庭園の変遷・・・P. 17
- 3. 余芳について・・・P. 18
  - 3-1. 余芳の位置・・・P. 18
  - 3-2. 余芳の概要・・・P. 19

第3章 余芳再建根拠資料

- 1. 余芳の変遷・・・P. 20
  - 1-1. 移築の履歴・・・P. 20
  - 1-2. 二之丸庭園時代の余芳・・・P. 20
- 2. 余芳移築再建の基本方針・・・P. 21
  - 2-1. 整備の目的・・・P. 21
  - 2-2. 基本方針・・・P. 21
- 3. 再建根拠資料の取り扱い・・・P. 21
- 4. 再建根拠資料の概要・・・P. 22
  - 4-1. 現存部材調査・・・P. 22
  - 4-2. 発掘調査・・・P. 25
    - 4-2-1. 発掘調査の経緯・・・P. 25
    - 4-2-2. 発掘調査結果総括・・・P. 25
    - 4-2-3. 検出した遺構の概要・・・P. 26
    - 4-2-4. 遺構と絵図との比較・・・P. 27
  - 4-3. 古写真・・・P. 28
    - 4-3-1. 古写真の概要・・・P. 28
    - 4-3-2. 古写真の分析・・・P. 30
  - 4-4. 古絵図・・・P. 31
    - 4-4-1. 古絵図の概要・・・P. 31
    - 4-4-2. 古絵図から得られる情報・・・P. 34
  - 4-5. 文献史料・・・P. 35
    - 4-5-1. 文献史料の概要・・・P. 35
    - 4-5-2. 文献資料から得られる情報・・・P. 35
  - 4-6. 参考建物・・・P. 36
    - 4-6-1. 風信・・・P. 36
    - 4-6-2. 戸山邸養老泉茶室・・・P. 37
  - 4-7. 類例建物・・・P. 38
    - 4-7-1. 余芳の建築的特色・・・P. 38
    - 4-7-2. 類例建物・・・P. 38
    - 4-7-3. 足元の類例・・・P. 39
    - 4-7-4. 軒裏の類例・・・P. 39



- 5. これまでの部材調査の成果概要・・・P. 40
  - 5-1. 平成23年度の解体調査・・・P. 40
  - 5-2. 平成27年度の詳細調査・・・P. 41
  - 5-3. 平成30年度の仮組調査・・・P. 41
  - 5-4. 令和3年度の仮組調査・・・P. 41
- 6. 根拠資料を用いた再建検討の考え方・・・P. 42

#### 第4章 余芳再建検討

- 1. 再建考察・・・P. 43
  - 1-1. 再建考察の概要・・・P. 43
  - 1-2. 平面計画・・・P. 44
    - 1-2-1. 配置の検討・・・P. 45
    - 1-2-2. 配置計画と古写真との検証・・・P. 46
  - 1-3. 構造形式・・・P. 47
  - 1-4. 主要軸部の寸法・・・P. 48
  - 1-5. 小屋組の構造・・・P. 49
  - 1-6. 屋根・・・P. 50
    - 1-6-1. 古写真から分かる屋根仕様・・・P. 50
    - 1-6-2. 古写真解析による屋根の各種寸法・・・P. 50
  - 1-7. 内・外部壁・・・P. 51
  - 1-8. 建具・・・P. 52
  - 1-9. 各部再建仕様と根拠資料一覧・・・P. 53
- 2. 再建図面・・・P. 54
  - 2-1. 平面図・・・P. 54
  - 2-2. 断面図・・・P. 55
  - 2-3. 立面図・・・P. 56
- 3. 手水の復元的整備・・・P. 58
  - 3-1. 復元的整備考察・・・P. 58
  - 3-2. 復元的整備検討・・・P. 62

#### 第5章 余芳整備設計

- 1. 活用に関する方針・・・P. 63
- 2. 余芳整備の考え方・・・P. 67
- 3. 遺構保護の考え方・・・P. 68
- 4. 建造物の構造補強の考え方・・・P. 69
  - 4-1. 現状での課題・・・P. 69
  - 4-2. 構造補強の考え方・・・P. 69
- 5. 古材の補修の考え方・・・P. 70
- 6. 余芳移築再建スケジュール・・・P. 74
- 7. 工事計画の考え方・・・P. 75
- 8. 整備図面・・・P. 76

### 3. 手水等の復元的整備

#### 3-1. 復元的整備考察

##### 二之丸庭園整備計画における余芳周辺の整備について

余芳周辺の整備については、先述の地割区分別基本方針のとおり、余芳を移築再建する周辺の露地庭と北園池に繋がる護岸部分の整備の他、余芳を添景の一つとして捉えつつ、余芳からの眺望、園池との関係を考慮した動線の回復を行うこととしている。

##### 余芳周辺の整備での基本的な考え方及び根拠資料の取り扱い

基本的な考え方としては、遺構の保護を最優先にして、発掘調査、史資料調査等を踏まえて復元的整備を行う。根拠資料としては、発掘調査結果、古写真、古絵図等がある。復元的整備にあたり、各資料から得られる情報を整理し、以下の優先順位に基づいて最も適切な条件を検討していく。

優先順位	根拠資料	特徴
1	発掘調査結果	先述のとおり、手水跡を検出しており、その復元的整備を可能とするだけでなく、再建建物の位置の蓋然性を示す重要な資料である
2	古写真	既存建物寸法との比較から手水鉢の高さ等の不明な寸法を推定できる
3	古絵図	再建建物とのおおよその位置関係、構造物の形状等を推定できる
4	類例	余芳の復元年代に尾張徳川家の茶道の正統であった有楽流を前提とした手水及び燈籠の類例：国宝茶室如庵等 その他の手水の類例：重要文化財孤篷庵書院及び名勝孤篷庵庭園、玉泉園（石川県指定名勝）、大矢家余芳亭、大矢家風信亭、猿面茶屋

##### 発掘調査結果

先述のとおり、検出遺構として、三和土と石を用いて鉢状に造られた構造物を確認した。北側に2石、南側に1石の合計3石と赤い三和土によって構成されており、南側の一部は兵舎基礎によって破壊されているが、概ね円形を呈すると思われる。北側に配置された石は面が中央に向かって傾斜するように据えられ、西側に配置された石は面を内側に向けるようにほぼ垂直に据えられている。これらの石を取り込みながら三和土で鉢状に構築され、内面は緩やかに内湾している。赤く着色された三和土は東西約1,150mm、南北約850mmで、厚さ5mm程塗り重ねている。鉢状の三和土の底面には直径約60mmの排水用の穴が穿たれている。役石と三和土は、若干隙間が見られる箇所はあるものの、石を据えてから石に沿わせて三和土を施工したことが分かる。石材の寸法及び石質については、遺構写真のトレース図に記載のとおりである。

出土位置や石組の様子を『御城御庭絵図』と比較すると、この構造物は余芳の手水跡と考えられ、手水鉢は余芳払い下げの際に除去されたと思われる。台石があったかは遺構からは判断できないが、絵図や類例から考えると、台石を伴っていた可能性も考えられる。

発掘作業中の写真を見ると、三和土片（三和土片出土状況写真の赤丸部分）が確認できる。この三和土片は遺物として取り上げており、報告書によると器高が19.6cmで、「白漆喰で形作り、表面は小礫（粒径2～6mm）を混入した赤漆喰（厚7～8mm）を上塗り」とある。

出土位置や石の配置から、この三和土片は手水遺構の東側の一部と考えられる。本来は、報告書に掲載されている実測図や写真のような角度でついていたのではないかと推定され、上端部は平らに仕上げられていたことが分かる。三和土片は内面と上端部、外面の上部が赤く着色されている。

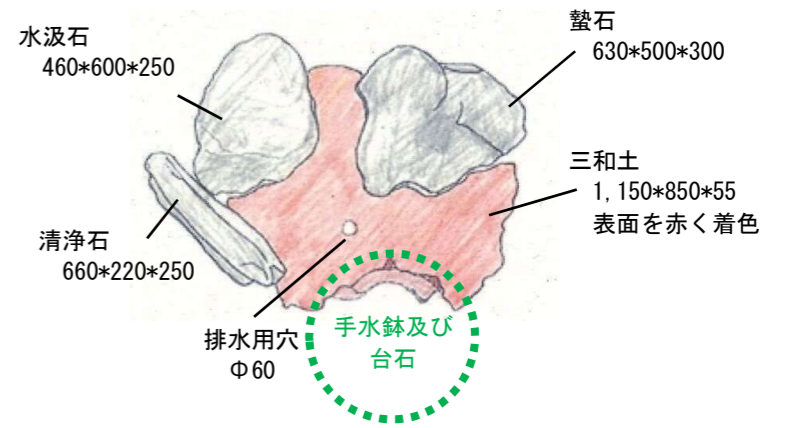
よって、手水跡の三和土は上端部が平坦で、内側と口縁部および外面の上部が赤く着色されたお椀のような形をしていたと思われる。『御城御庭絵図』でも三和土の上端部は平坦に表現がされている。

検出された遺構の3石の石質については、北園池の護岸石に用いられている石から推測すると、それらと同じく名古屋城近辺の石であると考えられる。その事を前提に、石の色、石肌、形状から次のように推定される。

蟄石：全体的に白色に見えるが、それは土汚れによるもので一部に青石の肌を確認できる。その石色、石肌から判断し、北園池の護岸石にも見られる桃取石（結晶片岩）の可能性はある。  
水汲石：石全体に青みが見られ、石側面には層状の石肌を確認できる。これは、青石（結晶片岩、緑色片岩）に見られる特徴である。よって、北園池の護岸石にも見られる桃取石（結晶片岩）の可能性はある。  
清浄石：石色は、他の2石とは異なり灰黒色をしている。また、板状に剥離した石肌をしている。他の2石と比べて特徴的な石であることから、伊勢古谷石もしくは七華石の可能性はある。



手水の遺構写真



手水の遺構写真のトレース



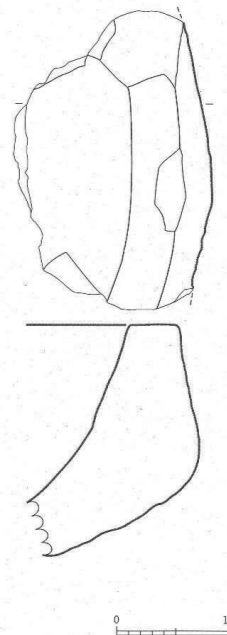
三和土片出土状況



三和土片内面



三和土片外面



三和土片実測図

市澤泰峰ほか『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書第1次(2013)～第3次(2015)』名古屋市より



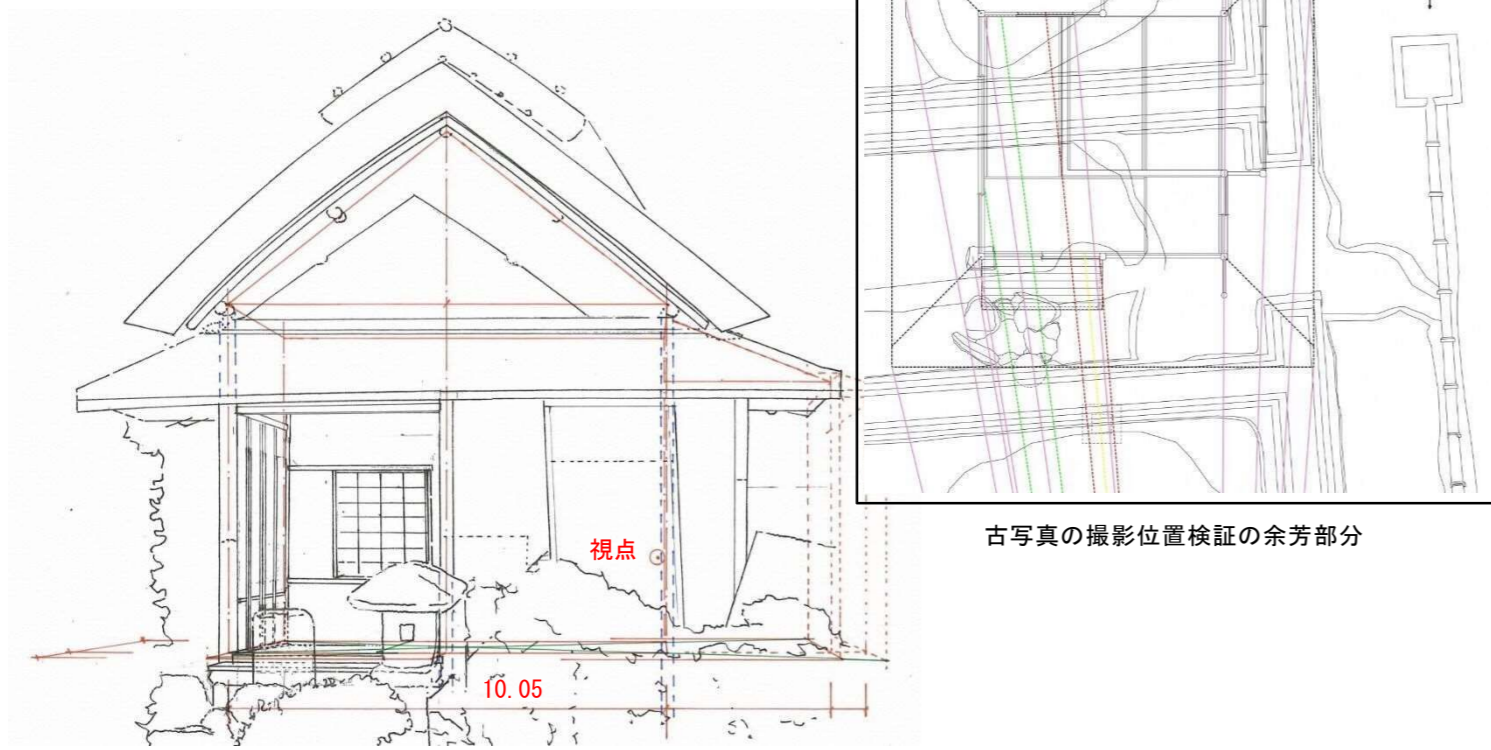
## 古写真

古写真をトレースして、透視図を書入れた図等（建具などは調査で判明した内容を推定して書き入れている）を再掲する。古写真及び同図では、余芳周辺の整備の関連として、樹木の他、手水鉢、燈籠が確認できる。

なお、手水鉢については円筒形、燈籠については石燈籠と想定されるが、共に地際は確認できない。

先述の古写真解析同様、手水鉢及び燈籠について、柱間寸法10.05尺を基準に数値解析を行った。

- ・手水鉢：円柱状の直径380～410 mm、濡縁天端より高さ380～410 mm、東西方向の位置として濡縁西端より手水の中心まで520～540 mm程度、障子戸のほぼ中心の位置となると考えられる。南北方向については、遺構の構成と余芳濡縁や軒先の位置との関係から、合理的な納まりを考慮し、縁東が手水の北西側にある水汲石の北端の方へ乗ることを前提に推定した。余芳の柱芯より軒先までは1338 mmあり、雨水処理を考慮して軒先が鉢前の三和土の中央あたりであったと想定すれば、濡縁南端から手水鉢の中心までの距離は750 mm程度となる。なお、この距離は、実用の視点からの一般的な距離450～850 mm程度に納まる。
- ・燈籠：先述のとおり、燈籠の位置は、下地窓中心と南面中央柱の間に表示された線上にあって東西方向の位置が南西隅の柱より燈籠の中心まで約1,590 mmと仮定すると、南北方向は南側壁面から燈籠の中心まで2,700～3,000 mm、笠の幅500mm、地際からの高さは1,200 mm、火袋は270\*360 mm程と考えられる。なお、宝珠の有無や笠の形状等の判別は難しい。



古写真のトレースに透視図を書入れ（古写真については3-2-6 参照）

古写真の撮影位置検証の余芳部分

## 古絵図

絵図を根拠とする場合は、『御城御庭絵図』を基本としつつ、必要に応じて『尾二ノ丸御庭之図』を参照することを妥当としている。『御城御庭絵図』、『尾二ノ丸御庭之図』共に、余芳の南西部には、円筒形の手水鉢を用いた手水を設け、袖垣により仕切られている。南側には、枝折戸手前に東に伸びる飛石が打たれ、その先に四角型かつ生込型で、円形と思われる宝珠が載り、火袋を四角で描かれた燈籠がある。また、東から北にかけて築山を築き、大きな立石を中心とした石組があり、南端には六角型の燈籠が立つ。

先述のとおり、『御城御庭絵図』から検出遺構を余芳の手水跡と判断している。『御城御庭絵図』では、手水の役石は北側に2石、南側に1石の合計3石配置され、三和土（海）の縁の一部に小石がみられる他、二重線が描かれている。一方、『尾二ノ丸御庭之図』でも、役石は3石描かれているが、うち台石の傍の1石が『御城御庭絵図』よりも西側に置かれている。なお、『御城御庭絵図』、『尾二ノ丸御庭之図』共に、南側に円筒形の手水鉢が台石の上に据えられ、石を取り込みながら三和土で鉢状に構築されている。



『御城御庭絵図』余芳部分拡大（名古屋市蓬左文庫蔵）

『尾二ノ丸御庭之図』余芳部分拡大（徳川美術館所蔵）



参考事例

〔徳川園手水等〕

名古屋城本丸の東約 3 kmの地にある徳川園は、尾張藩第二代藩主光友が元禄 8 年（1695 年）に自らの隠居所として大曾根屋敷を造営したことを起源としている。平成 13 年（2001 年）から日本庭園として再整備が行われ、平成 16 年（2004 年）に開園した。園内には、光友の諡號「瑞龍院」から名づけられた小さな茶室があり、かつて尾張徳川家で重用された尾州有楽流に因んだ有楽好みの様式が取り入れられている。



徳川園瑞龍亭と有楽燈籠

瑞龍亭露地手水

類例

尾張茶道の礎を築いたのは、初代藩主義直と言っても過言ではなく、場内に古田織部作の猿面茶屋を移築したり、御数寄屋方を設置し茶人を召し抱えたりした。尾張徳川家の茶道は、この後、有楽流、表千家、裏千家の3流と定まったが、特に有楽流を正統とした。やがて12代藩主の斉荘が、裏千家11代の千宗室から茶道を学び、尾張徳川家の茶道の正統が有楽流から裏千家流に改められている。以下に、余芳の復元年代である文政6年～同10年（1823～1827）に正統としていた有楽流を前提とした例とともに、古写真等で確認されている円筒形の手水鉢の例を挙げる。

〔国宝如庵の手水等〕

茶室如庵は、織田信長の実弟、織田有楽の作である。大坂夏の陣の後に隠居所とした京都建仁寺内に茶室如庵を構え、茶道に親しみ、その茶風を有楽流と称された。近代に入って二度の移築を経て現在地の犬山市有楽苑に移築されており、現存する国宝茶席3名席の1つである。

茶室如庵の露地には、豊臣秀吉から有楽斎へ下げ渡されて蹲踞に仕立てられた手水鉢がある。また、如庵に隣接して元和4年に建てられた重要文化財である旧正伝院書院や古図にもとづいて復元された大阪・天満に構えた茶室元庵の辺りには、手水や藤村庸軒旧蔵石燈籠を始めとする燈籠が設置されている。



左 上：茶室如庵露地手水  
その他：旧正伝院書院及び茶室元庵  
付近手水及び燈籠

〔重要文化財孤篷庵書院及び名勝孤篷庵庭園の手水等〕

孤篷庵は大徳寺の塔頭であり、他の塔頭群とは離れた境域の西端に位置する。大名茶の完成者として、あるいは作庭家として数々の庭園を手がけ、また建築作業の奉行として多くの功績を挙げた小堀遠州の美意識が書院や庭園に投影されている。そこにある手水は、手水鉢が円筒形であり、三和土は、上端部が平坦になっている。発掘調査結果や古写真、古絵図にあるものと形状が似ている他、先の再建図面のように、束が役石に建てられている。



孤篷庵書院及び庭園



〔玉泉園手水鉢〕

加賀藩士脇田一族が、4代100年余りをかけて築いたとされる池泉回遊式庭園であり、石川県の名勝に指定されている。中程に膨らみのない筒胴と呼ばれる縦型手水鉢がある。通常、手水鉢は茶室近くで茶の湯を組んだり、身を清めたりするものだが、こちらは庭の景色として取り入れられた飾り手水鉢とされる。



玉泉園手水鉢

〔大矢家余芳亭手水等〕

発掘調査で検出された遺構等と照合すると、大矢家余芳亭での構成（意匠）は、復元的な意匠意図はなく、所有者の好みも反映されたものと考えられる。なお、手水鉢等が併せて移設されていたかどうかは明らかではない。

- ・手水：手水鉢は円筒形で、形状は古写真及び古絵図に似ている。『清水池園林泉帖』（昭和15年、大矢梅太郎編著）の写真では、昭和14年の再移築前の状態を伝えており、昭和14年の再移築に際して手水鉢も移設されたものと推測される。遺構で見られた円形を呈する着色された装飾三和土はなく、役石の大きさ、形状、配置は異なっている。
- ・燈籠：古写真及び古絵図とは、位置が左右逆に据えられている。古写真との照合では、笠の形状が異なるかどうかの判別は難しい。一方、古絵図では、四角型であること、宝珠が見られること、生込型であることが異なっている。

〔大矢家風信亭手水鉢〕

先述のとおり、風信亭は余芳同様、明治4年に大矢家に売却され、大矢家本宅に移築されて現在に至る。手水鉢は円筒形であり、余芳亭の手水鉢と比較すると頂部のエッジ部分が丸みをおびているようにも見える。手水鉢等が併せて移設されていたかどうかは明らかではないが、形状は古写真及び古絵図に似ている。



大矢家風信亭手水鉢（撮影年代不明）

〔猿面茶席手水鉢〕

猿面茶席は、古田織部の意匠により、清須城の古材を利用して建築されたと伝えられ、先の大戦の空襲で焼失するまで日本三席の一つに数えられるほどの著名な茶席であった。戦後、猿面茶席は、名古屋城再建を機に、天守閣北御深井丸に再建され現在に至る。その茶席の貴人口に円筒形の手水鉢がある。この手水鉢は京都鷹峯の紙屋川の古い橋杭で、昭和17年に徳川園内に猿面茶席の写しを建築した際に設置されたものであった（茶席は戦火で焼失、手水が残り、それが名古屋城に移設された）。寸法は、外径360 mm、内径220 mm、地上高750 mm程度である。



猿面茶席貴人口手水鉢



大矢家余芳亭手水鉢（平成23年解体時）



『清水池園林泉帖』所収 余芳亭手水鉢



### 3-2. 復元的整備検討

#### 根拠資料を用いた復元的整備の考え方

庭園整備計画及び先述の検出遺構、古写真、古絵図等に基づき、手水や燈籠を始めとした余芳の周辺整備に取り組む。具体的には主要な構成要素としての地形、石組、園路、植栽の整備の他、説明板設置等活用を充実させるための整備を行う。

ここでは、検出遺構、古写真、古絵図等で詳細が明らかな手水や燈籠について記載し、その他については引き続き整備内容の検討を進めるものとする。

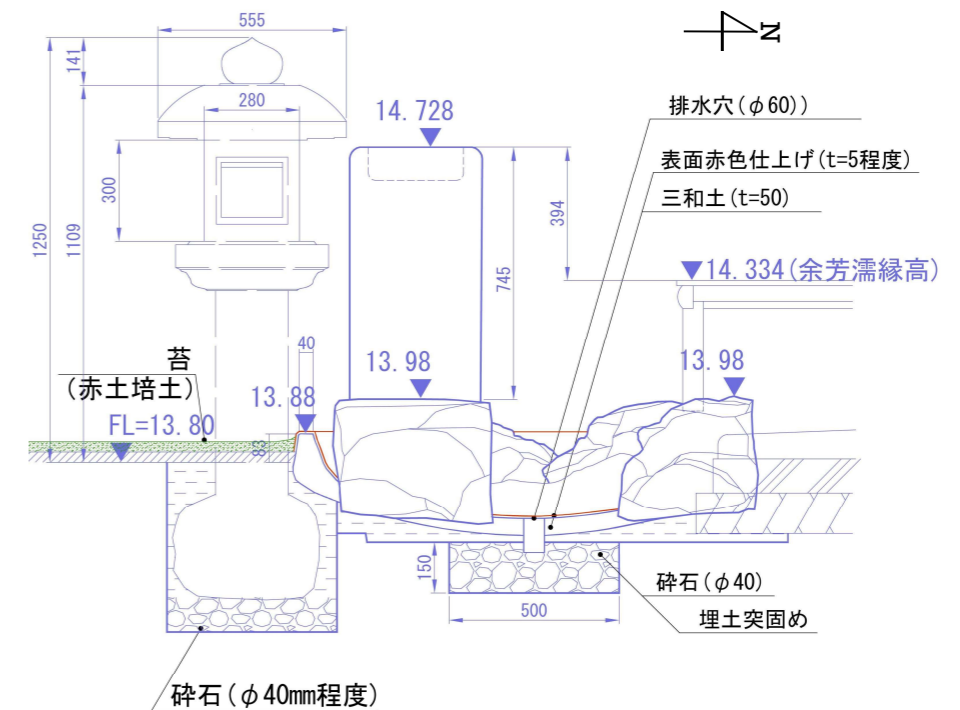
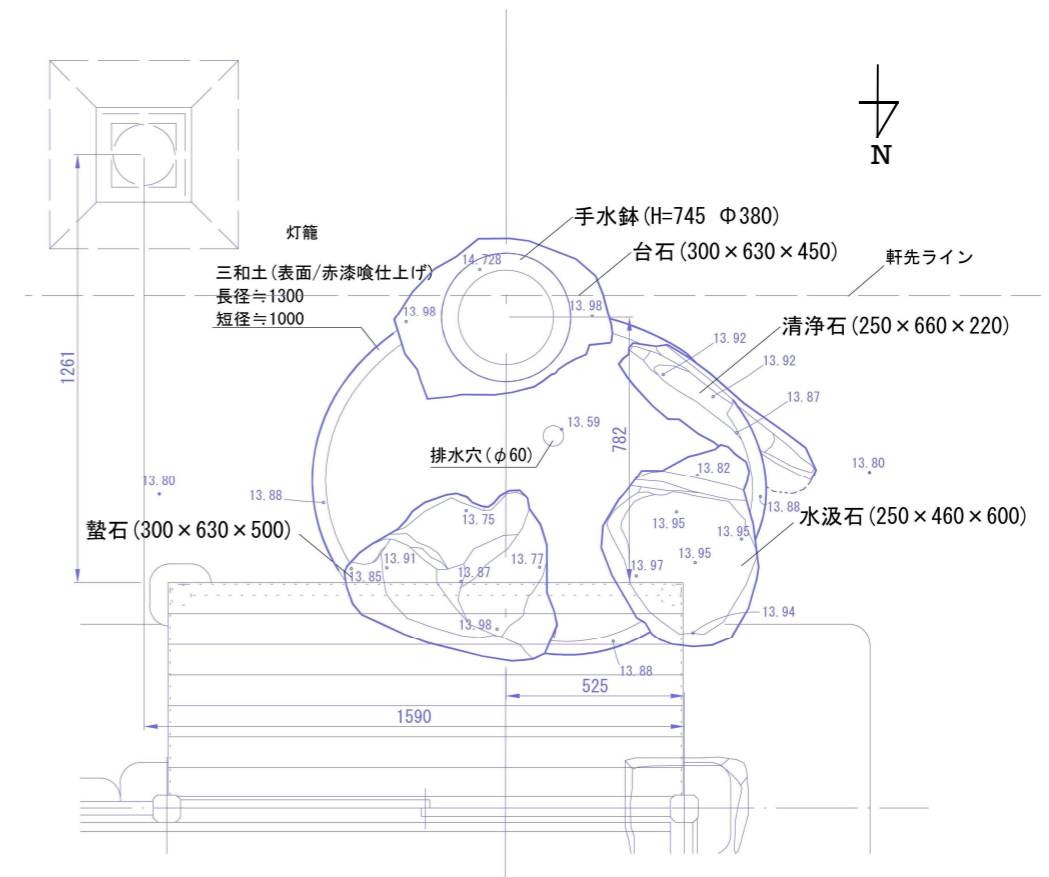
#### 〔手水〕

- ・役石：遺構の蟄石、清浄石、水汲石の役石は、三和土で固定されており、動いた形跡がないことから、遺構直上にこの3石と可能な限り同形状、同石質の石材を据えることとする。
- ・三和土（海）：三和土については、南側が兵舎の基礎建設で破壊されているものの、当初の形状を留めて遺されているため、遺構直上に復元的整備を行う。厚さ 50 mm程で内面全体を赤く着色した三和土としつつ、排水を考慮した構造とする。
- ・手水鉢：古写真及び古絵図を参考に、300\*630\*450 mm程の台石及び高さ 745 \*直径 380 mm程の円柱状の手水鉢を遺構直上に据えることとする。
- ・手水鉢の位置：東西方向の位置については、古写真の分析結果から、濡縁西端より手水の中心まで 525 mmを目安に据える。南北方向の位置については、遺構の構成と余芳濡縁や軒先の位置との関係から、合理的な納まりを考慮して、濡縁端から手水の中心までの距離を 782 mm程とする。
- ・遺構保護：遺構保護のため、保護層を確保したうえで遺構直上に復元的整備を行う。
- ・その他：復元に用いる石材については、城内の保存石材の使用も検討する。

#### 〔燈籠〕

古写真及び古絵図から、燈籠のおおよその大きさは、笠の幅 555 mm、笠頂部までの高さ 1,110 mm、火袋 300 \*280 mm、四角型かつ生込型で宝珠のある燈籠とし、宝珠の形状は古絵図等を引き続き検証して決定する。据える東西方向の位置としては濡縁西端より燈籠の中心まで 1,590 mm程、南北方向の位置としては濡縁南端より燈籠の中心までは 1,260 mm程とする。

#### 【平面・立面図】





## 第5章 余芳整備設計

### 1. 活用に関する方針

#### 二之丸庭園公開活用方針

名古屋市では『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）』を作成し、下記のような、二之丸庭園の公開活用の方針を策定している。

これまでに史実として確認した往時の庭園での催しは花見や饗応等であり、来客や家臣をもてなすための空間として庭園が使われていたことが判明している。今後の活用においては、この「もてなしの心」をもって来園者を迎え、二之丸庭園の魅力伝えるとともに、尾張の庭園文化を体感してもらえるような活用を展開していく。そのため、史料調査を継続して行い、調査成果をふまえて季節の行事や往時の風習に基づく催事を展開し、二之丸庭園の風物詩として定着させられるような年間行事についても検討していく。

また、庭園観賞においては、来園者がその魅力を楽しむことができるよう、遺構や構成要素の保護に配慮しつつ効果的な公開範囲や動線を設定し、視点場や回遊性を回復させ、観賞を補うためのガイダンス施設等についても活用拠点として充実させていく。加えて、観賞において障壁となるような環境の改善に努めていく。

#### 【公開活用の基本方針】

- 調査研究に基づき、尾張の庭園文化を体感できるような活用を展開する。
- 移築再建する「余芳」や「風信」の積極的な活用を図る。
- 主な視点場を巡る回遊式の動線と眺望地点を設定する。
- 庭園の概要や価値、調査成果等を伝えるガイダンス施設を設置する。
- 庭園ガイドや活用のコンテンツを充実させ、庭園の本質的価値と魅力を伝えていく。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）』より

#### 余芳の活用方針

#### 尾張の庭園文化を体感できる活用

- ・外部からの鑑賞に加え、「余芳」を特別公開等で内部も見学できるような活用をすることにより、往時の庭園における営みに触れる機会を創出する。

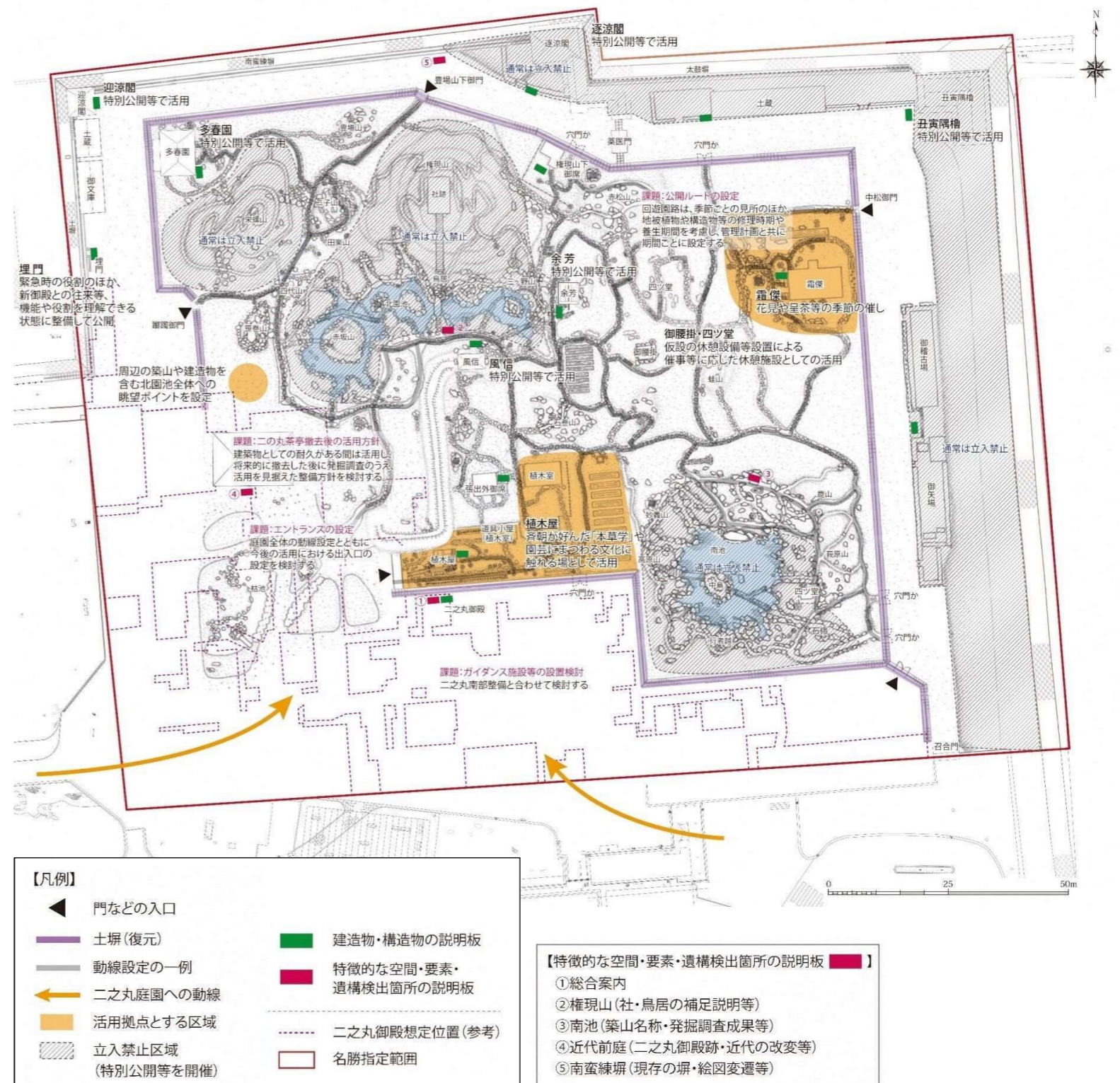


図 5-1-1 活用計画図

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）』より



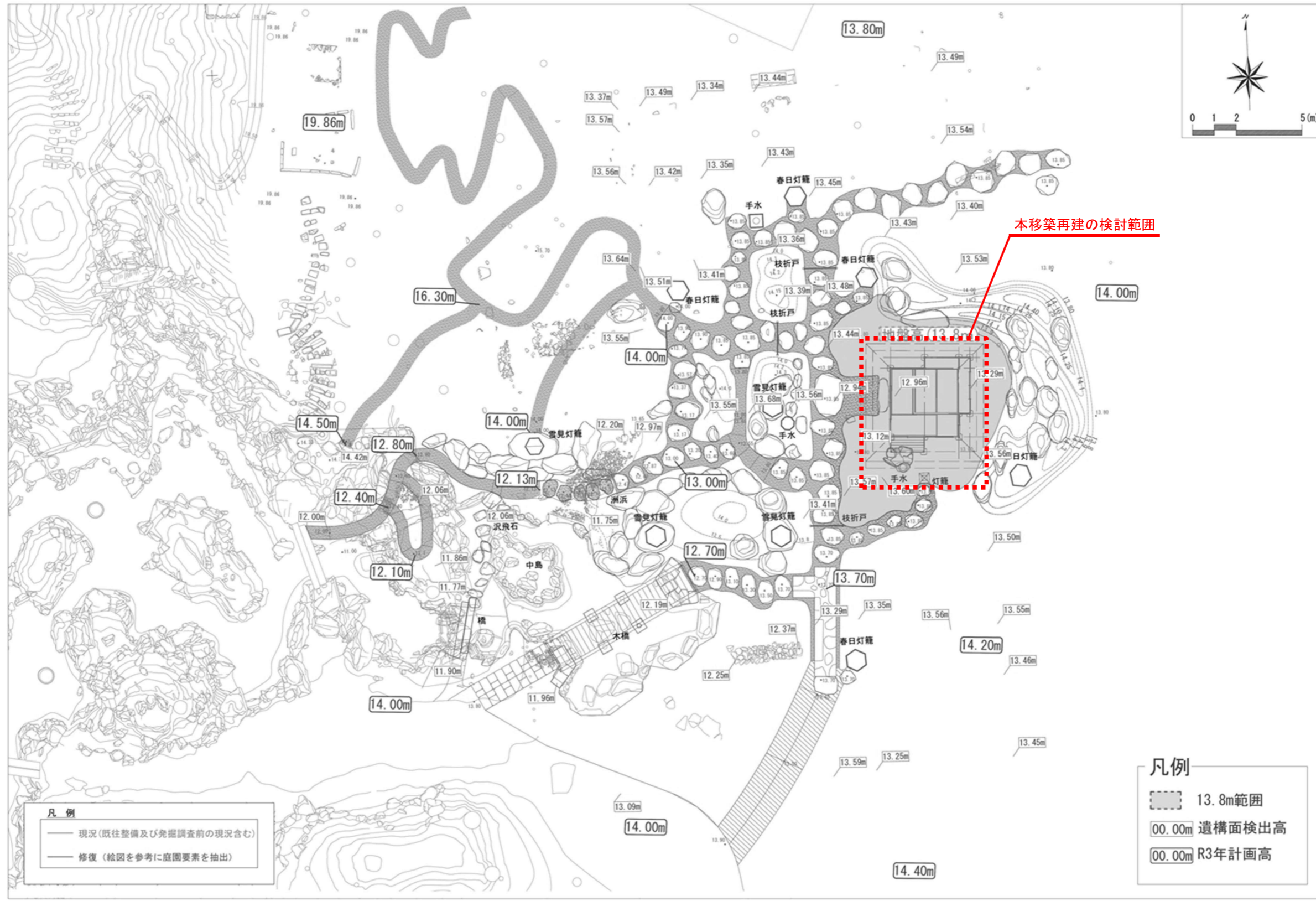


図 5-1-2 余芳移築再建検討範囲図



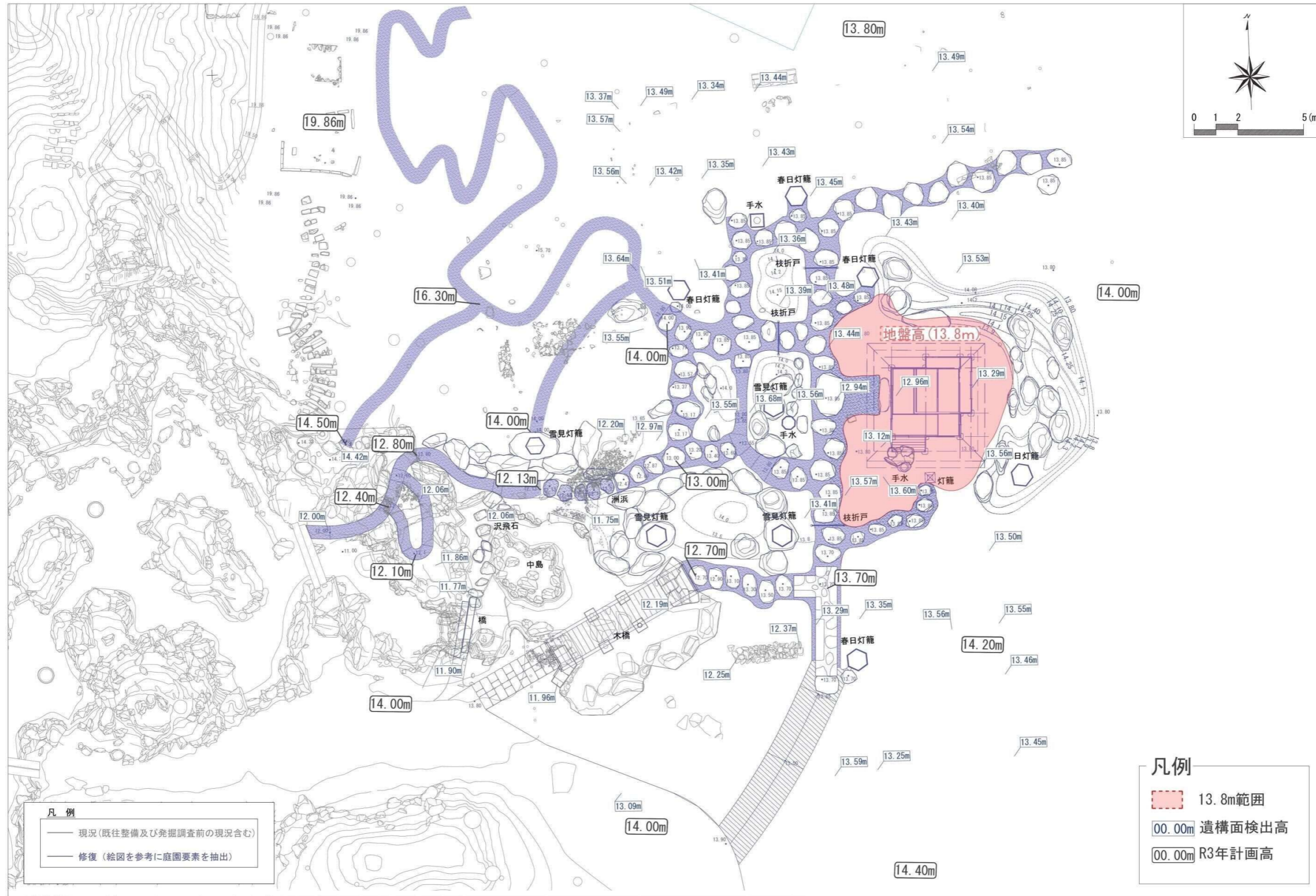
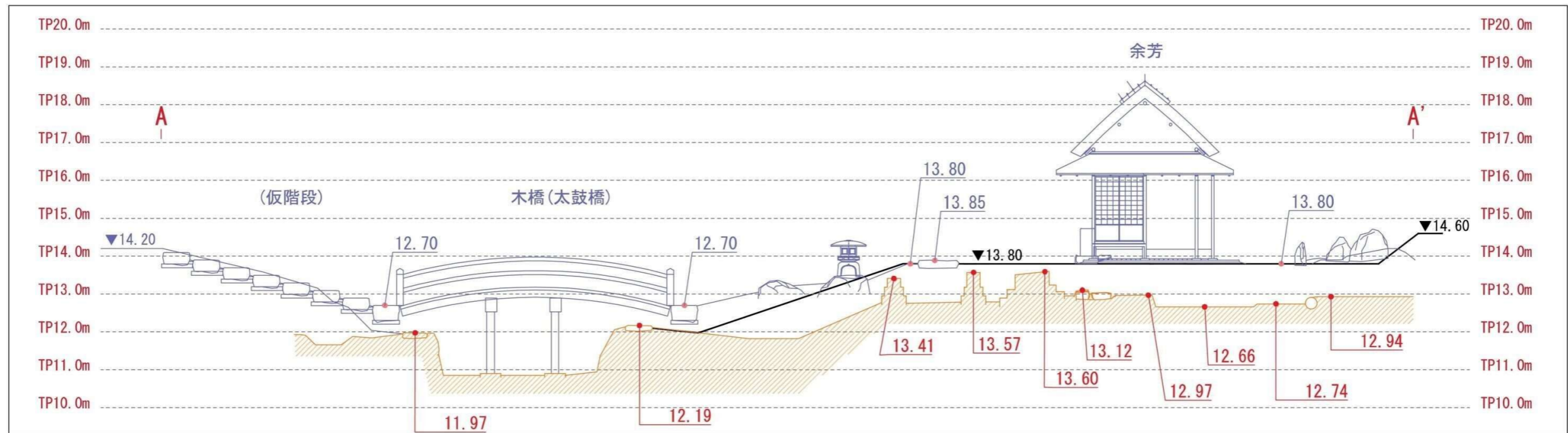


図 5-1-3 余芳周辺計画高平面図



A-A' 断面



凡例  
 — R3計画高  
 — 現況高  
 — 遺構検出高

図 5-1-4 余芳周辺修復造成断面図



2. 余芳整備の考え方

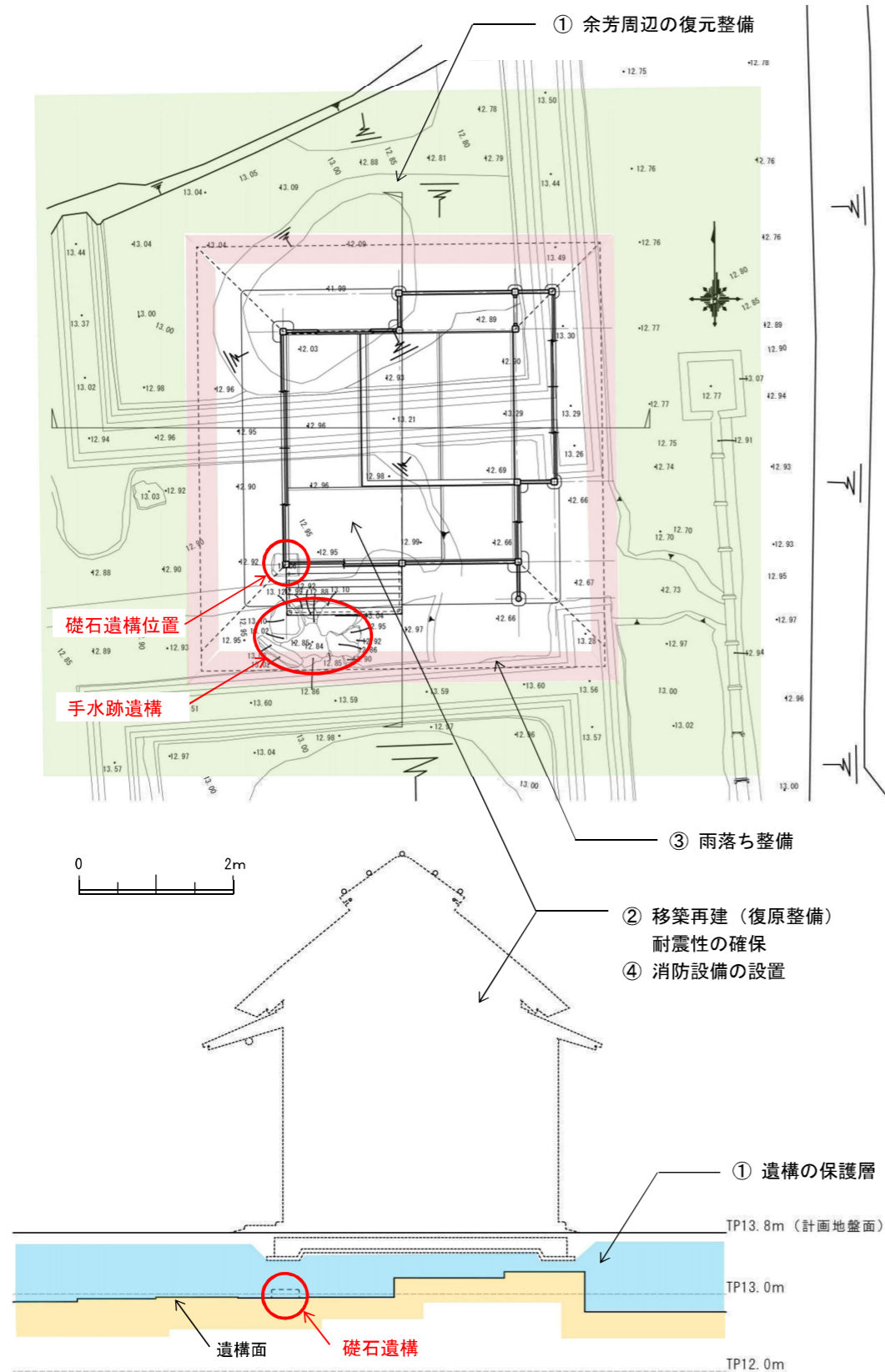


図 5-2-1 余芳整備範囲平面図及び断面図

- ① 移築再建の場所は、再建検討で行った配置計画によるものとし、『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画 (案)』の方針に従って、近世・近代の遺構から保護層を設けた地盤を余芳の建築地盤として盛土造成を行う。
- ② 移築再建にあたっては、名古屋市指定文化財である「余芳亭」の当初材を用いた再建であるから、文化財の価値を損ねることが無いよう、可能な限り当初材を再用して繕い等を施して再建を行う。但し、耐震診断を行い補強が必要であれば適切な補強方法を検討する。
- ③ 建物屋根の雨水処理のため、建物周囲に雨落を計画し、北園池へ排水する方針として雨水排水整備の検討を行う。
- ④ 今後の活用においては、夜間の開園なども考えられるため設備の充実が求められる。庭園景観への影響を考え、建造物に隣接して園路からの見え隠れに電源ボックスを設置し、コンセントの設置を検討する。また、自動火災報知設備及び消火器の設置を行う。総合操作盤への接続について検討を行う必要がある。

### 3. 遺構保護の考え方

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）』では、地割区分別の基本方針を策定しており、地形造成については、現存遺構を保存する範囲と、復元整備を行う範囲とで取り扱いを区別している。余芳再建部分の地盤面については、遺構保護層を設ける方針としている。

#### 遺構保護層の考え方

- ・遺構保護層の厚みは原則として30cm程度とし、各遺構の状態や周辺地形との関係を考慮し、個別に検討のうえ整備内容によって適切に設計する。
- ・近代遺構でレンガ等耐久性の高いものについては20cm程度を基本として検討行う。

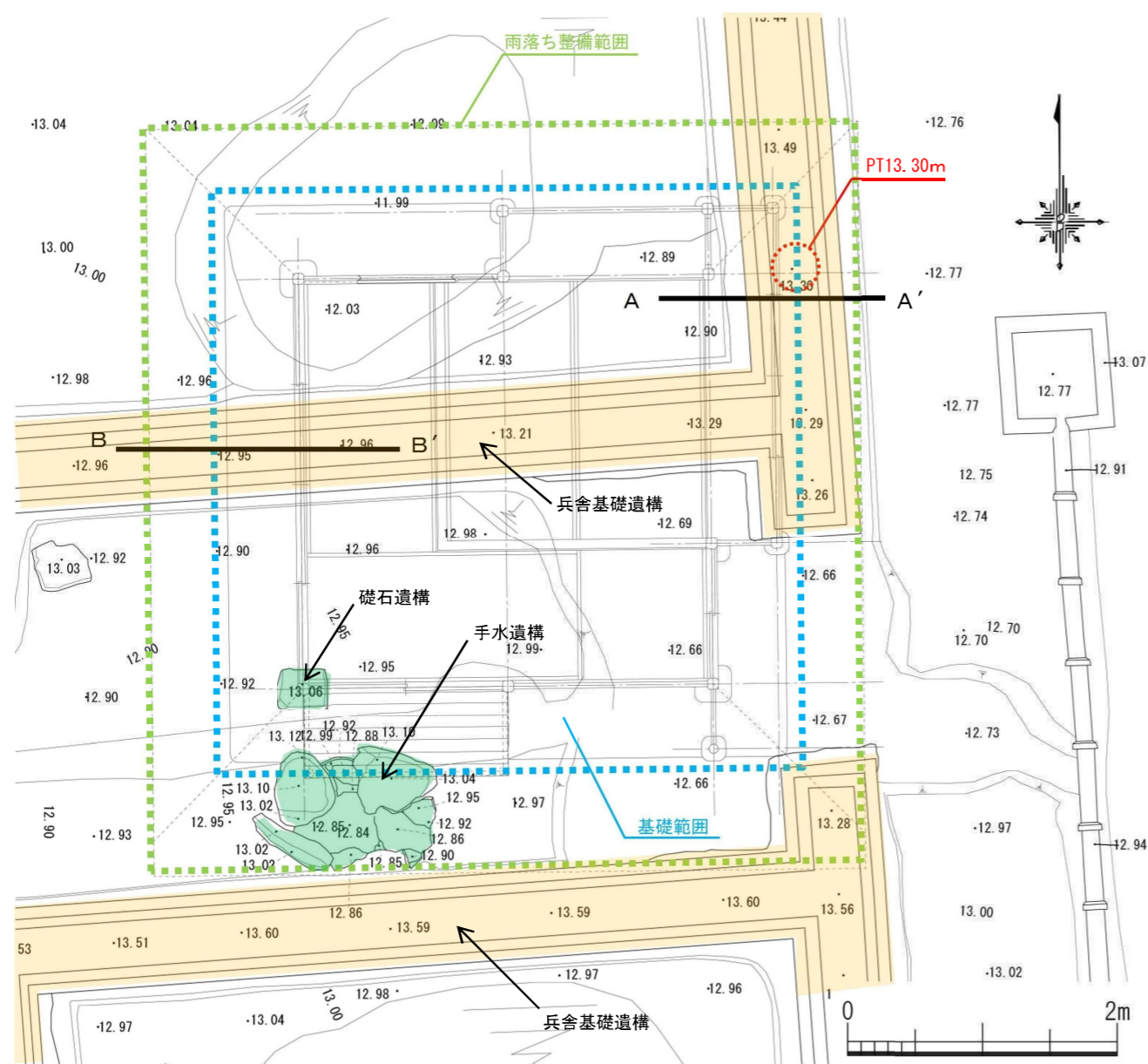


図5-3-1 配置図

余芳の再建に関わる基礎及び雨落ち整備範囲は左図（図5-3-1）に示した通りである。整備範囲内で最も標高の高い遺構は、兵舎の基礎遺構で標高13.30mになる。

余芳の基礎構造は、遺構保護及び耐震性を考慮しベタ基礎を採用する。下記の基礎寸法が納まるように計画地盤面（設計GL）を標高13.80mに設定する。

- ・遺構保護層：20cm（基礎下碎石12cm含む）
- ・捨てコンクリート：5cm
- ・ベタ基礎コンクリート厚：15cm、周囲の厚さ20cm

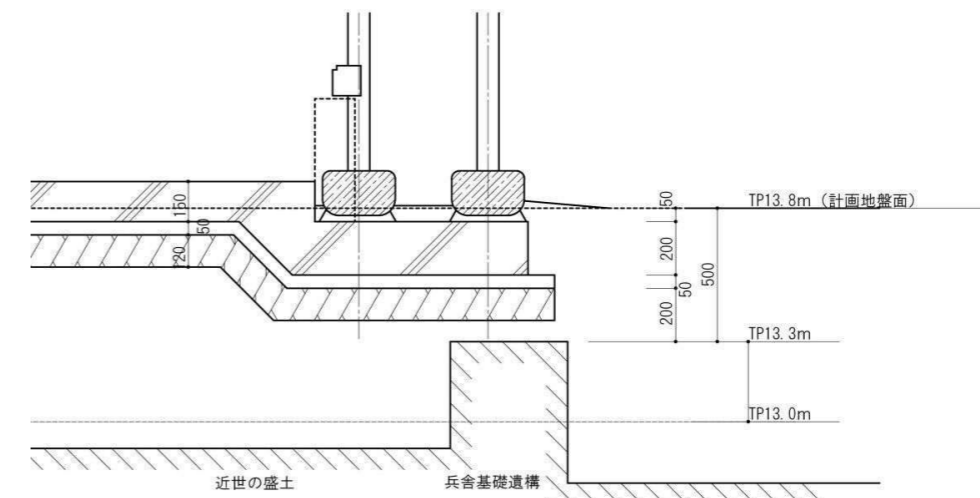


図5-3-2 A-A' 基礎断面図

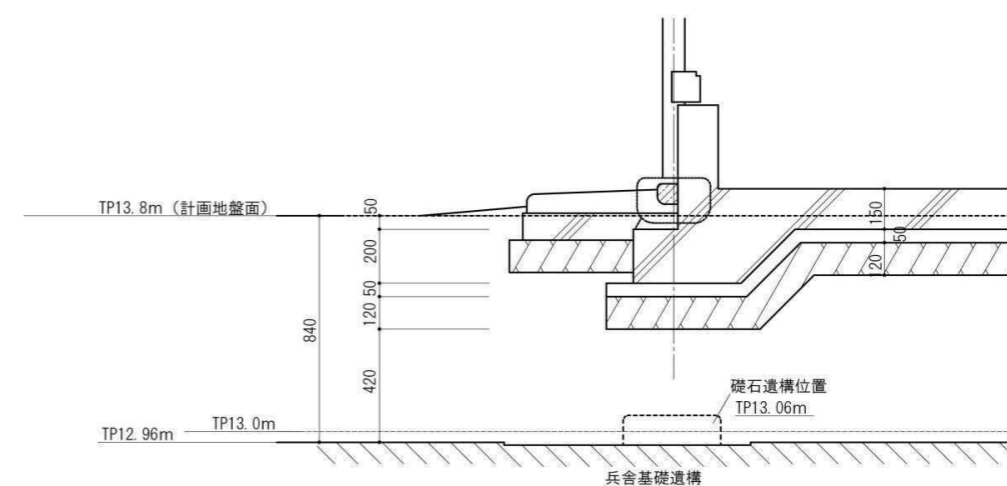


図5-3-3 B-B' 基礎断面図

#### 4. 建造物の構造補強の考え方

##### 4-1. 現状での課題

###### 復原建物での構造的課題（新築で考えた場合）

- ・ 建物が石場建てであり、柱脚が基礎等に緊結されていないため、礎石と建物とのずれ、浮き上がりなどが懸念される。

###### 再建建物での構造的課題（既存材再用のため、繕い部材で再建）

- ・ 全ての柱が根継の対象となり、床柱を除く主屋柱の柱頭部にも継木が必要となる。
- ・ 軒桁は、両端を継木することになり、構造耐力上の欠点となる。

##### 4-2. 構造補強の考え方

耐震診断を行い補強が必要であれば、適切な補強方法を検討する。また、当初材を可能な限り再利用する方針であるため、根継・継木等による構造的不安を補うため、化粧として現れない部分で添木などの補強方法を検討する。

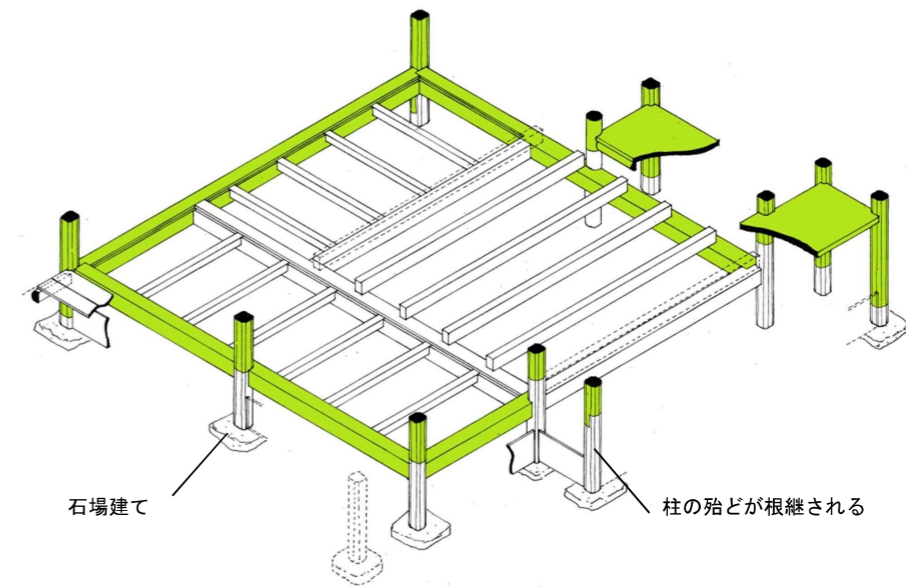
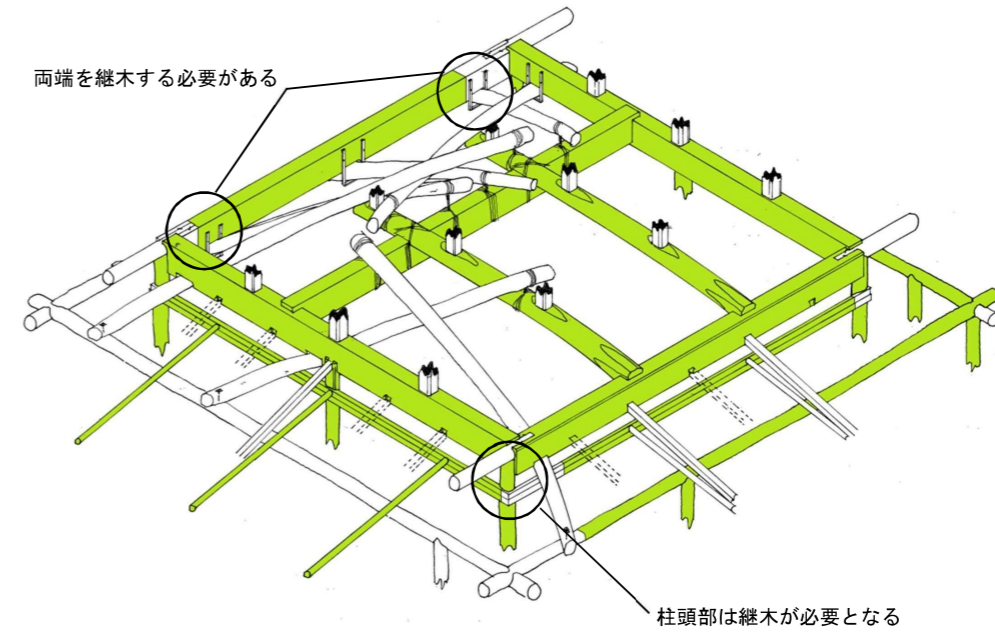


図 5-4-1 梁組と床組の架構図

■ : 当初材を示す。(再建にあたっては原則再用とする)



### 5. 古材の補修の考え方

当初材は、可能な限り再用することとし、根継、継木、繕いを施して修理する。

〔主要構造の当初材と補足材〕

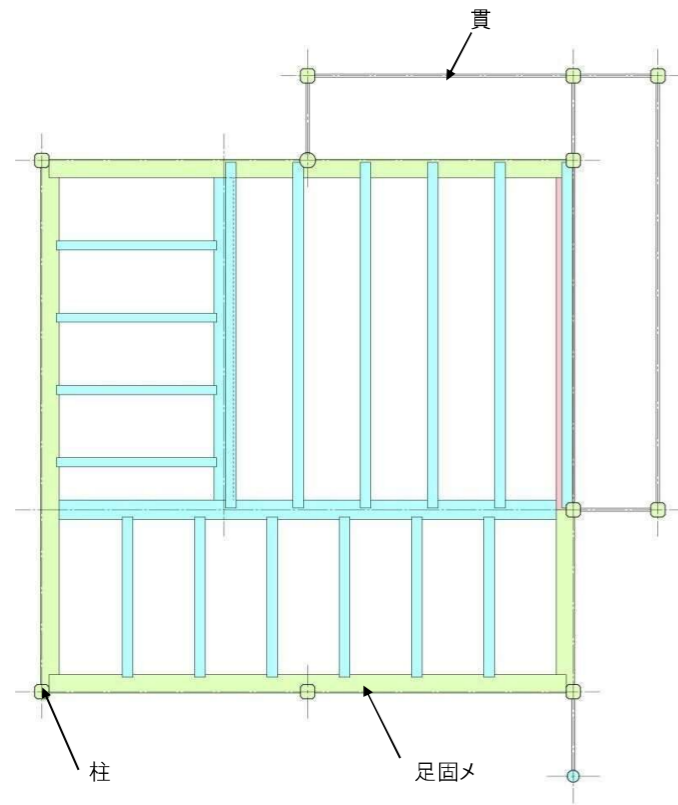


図 5-4-9 柱、床伏図（再建図）

当初材再用材一覧

- 柱：11本
- 足固め：4本（内1本は、半間）
- 貫材：多数

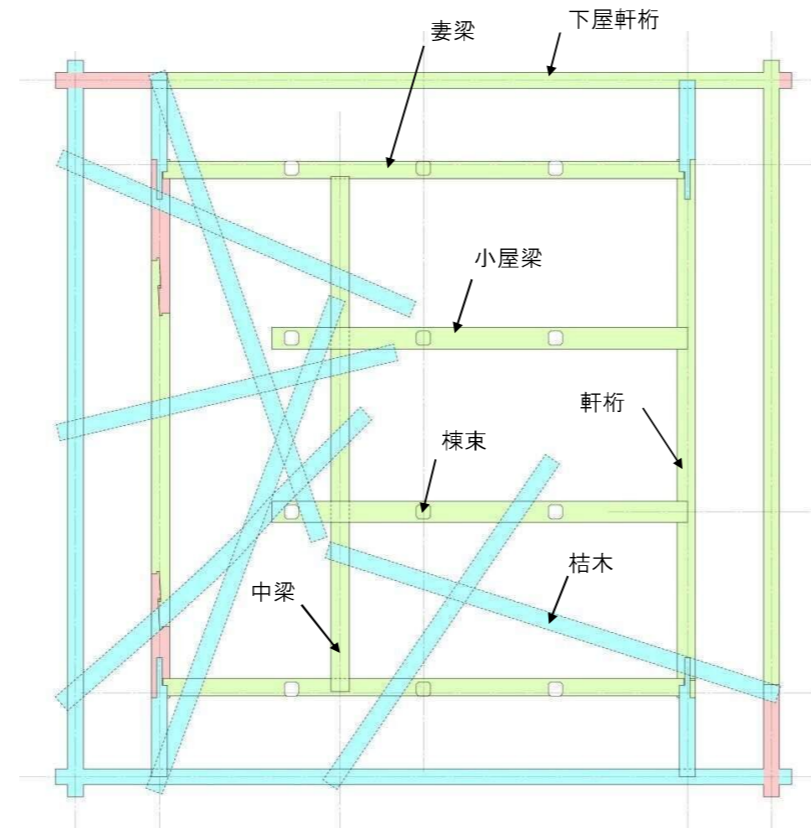


図 5-4-10 小屋伏伏図（再建図）

当初材再用材一覧

- 主屋
  - 軒桁：2本（内1本両端切断）
  - 妻梁：2本
  - 中梁：1本
  - 小屋梁：2本
  - 棟束：4本
- 下屋
  - 軒桁：2本（片方切断）

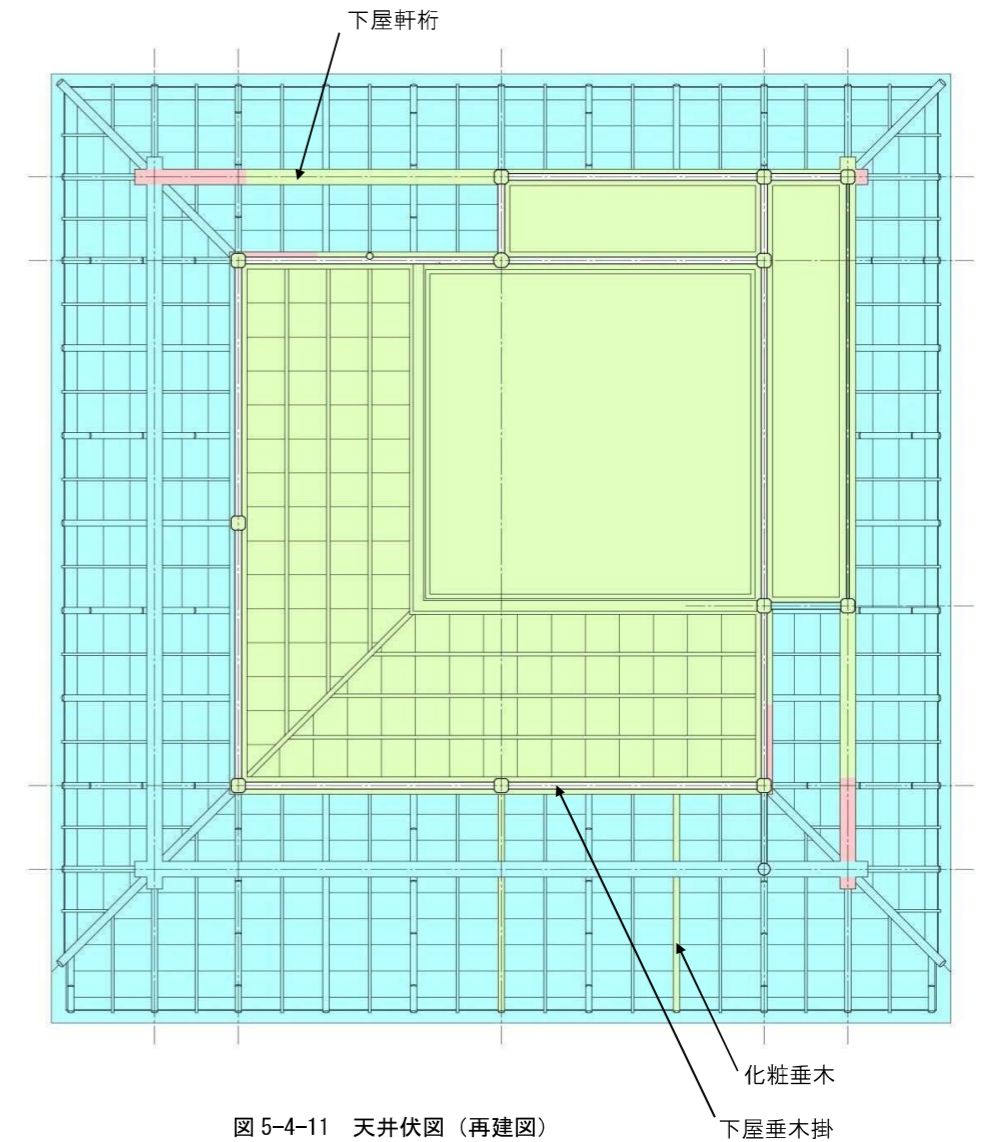


図 5-4-11 天井伏図（再建図）

当初材再用材一覧

- 内部天井材：すべて当初材
- 下屋軒桁：左図参照
- 下屋垂木掛：3本（P23 参）
- 化粧垂木：2本（3本の内、1本は折損のため再用不可）

凡例

- ：当初材を示す
- ：継木材を示す
- ：補足材を示す
- ※上記以外は、既存材再用



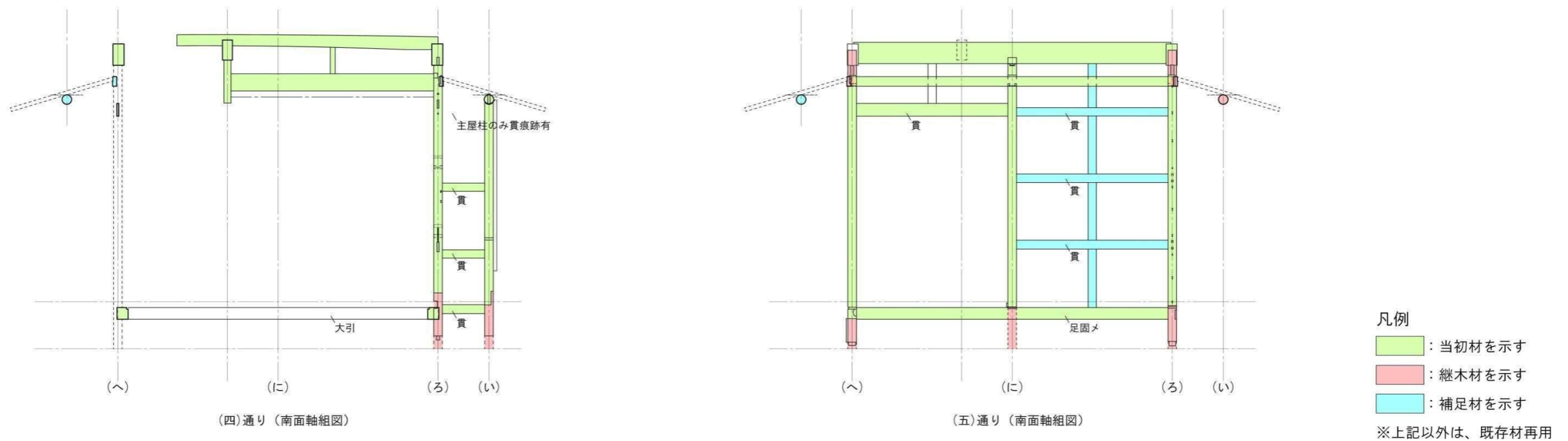
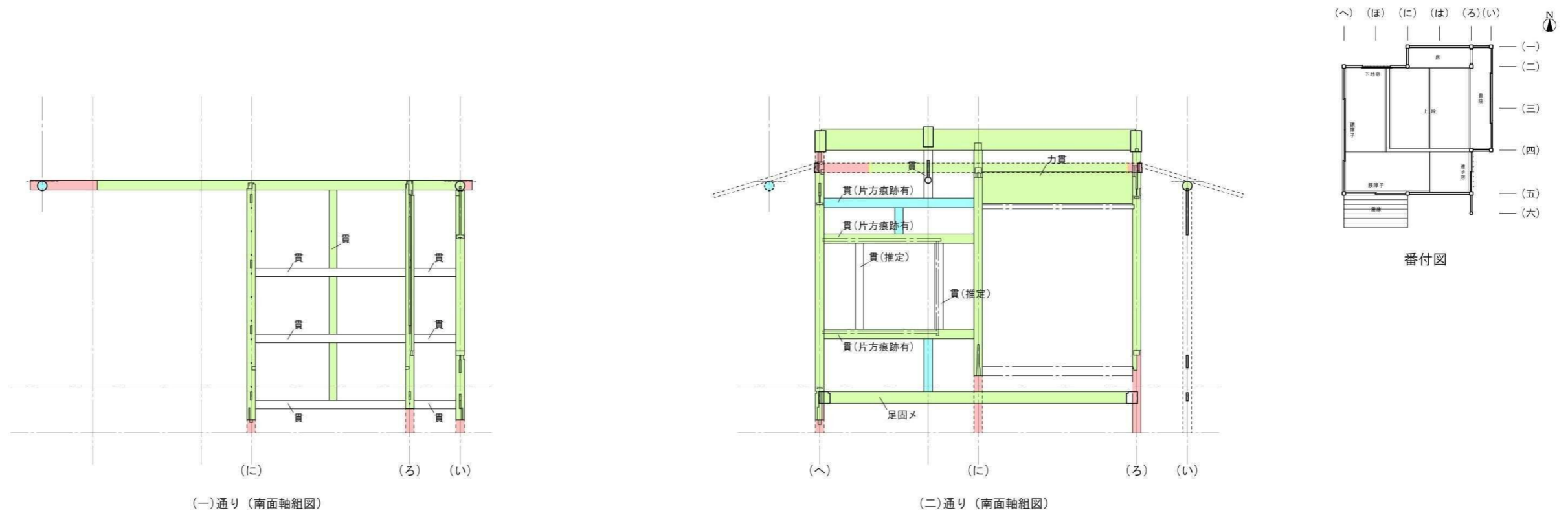


図5-4-12 余芳 軸組図 (梁間方向) (再建図)

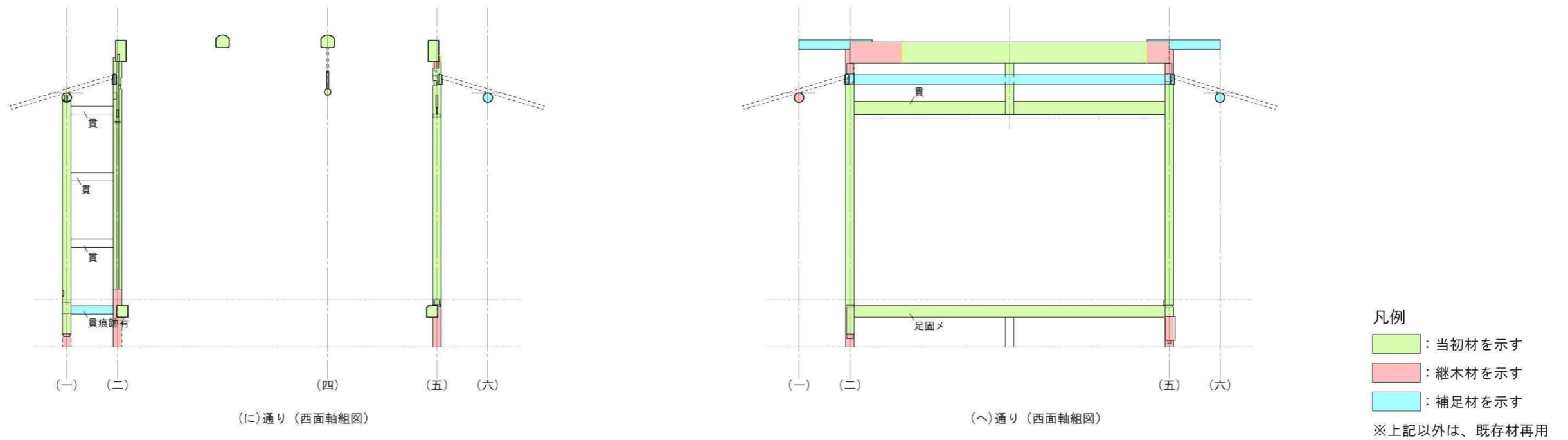
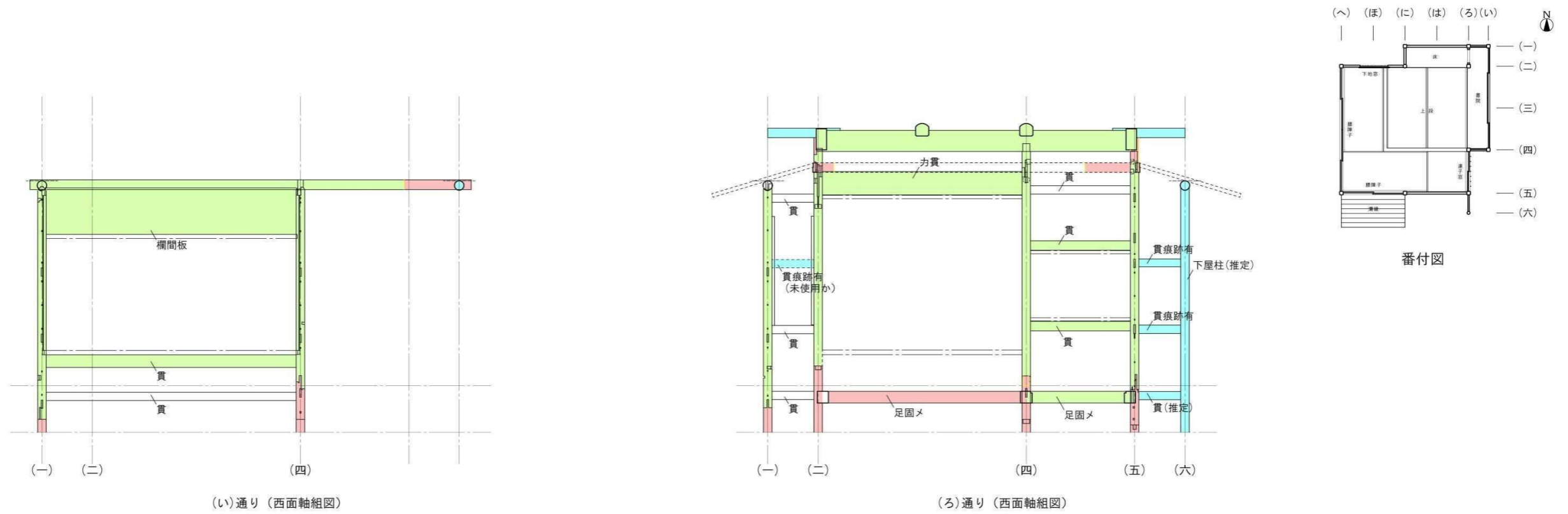
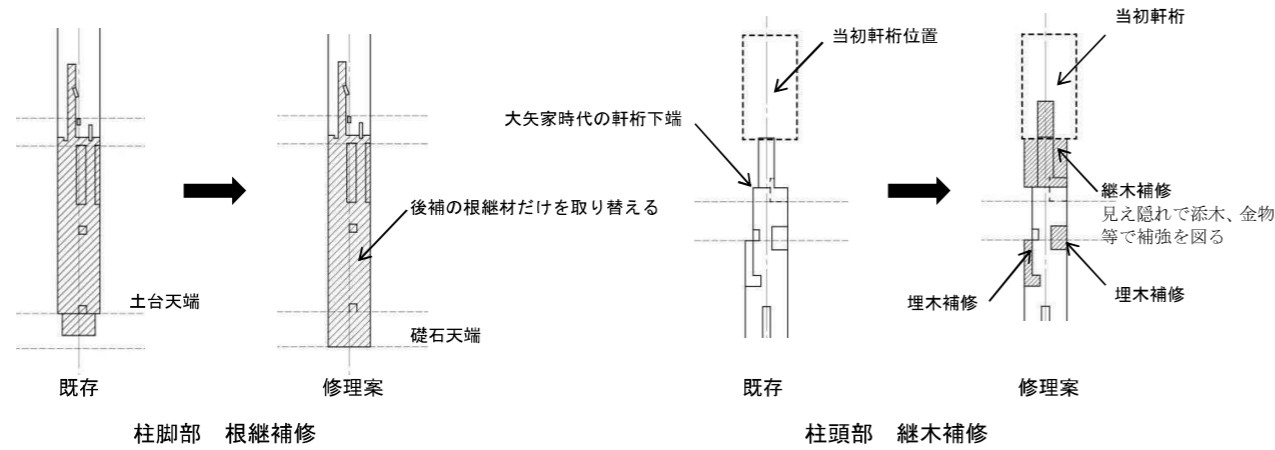


図5-4-13 余芳 軸組図 (桁行方向) (再建図)

〔柱の修理方法〕

柱は南東の袖壁柱を除いて、当初材が残存。大矢家時代に土台建てに改変されているため、全ての柱で根継が必要となる。後世の修理で根継が施されている材もあり、すでに根継されている材については、根継材を取り替える形で改めて根継を施す。

柱頭部は、後補の仕口の埋木を施して、切断部分の継木を施す。実際の施工にあたっては、可能な限り当初材に残る痕跡が失われないような継木を検討する。



〔梁・軒桁の修理方法〕

調査によって当初材と判明した軒桁を定位置に戻して再建する。大矢家時代に加工された仕口の柄穴などは埋木を施し、切断、欠き取り箇所は継木補修を施し、可能な限り痕跡を残す形の補修を検討する。



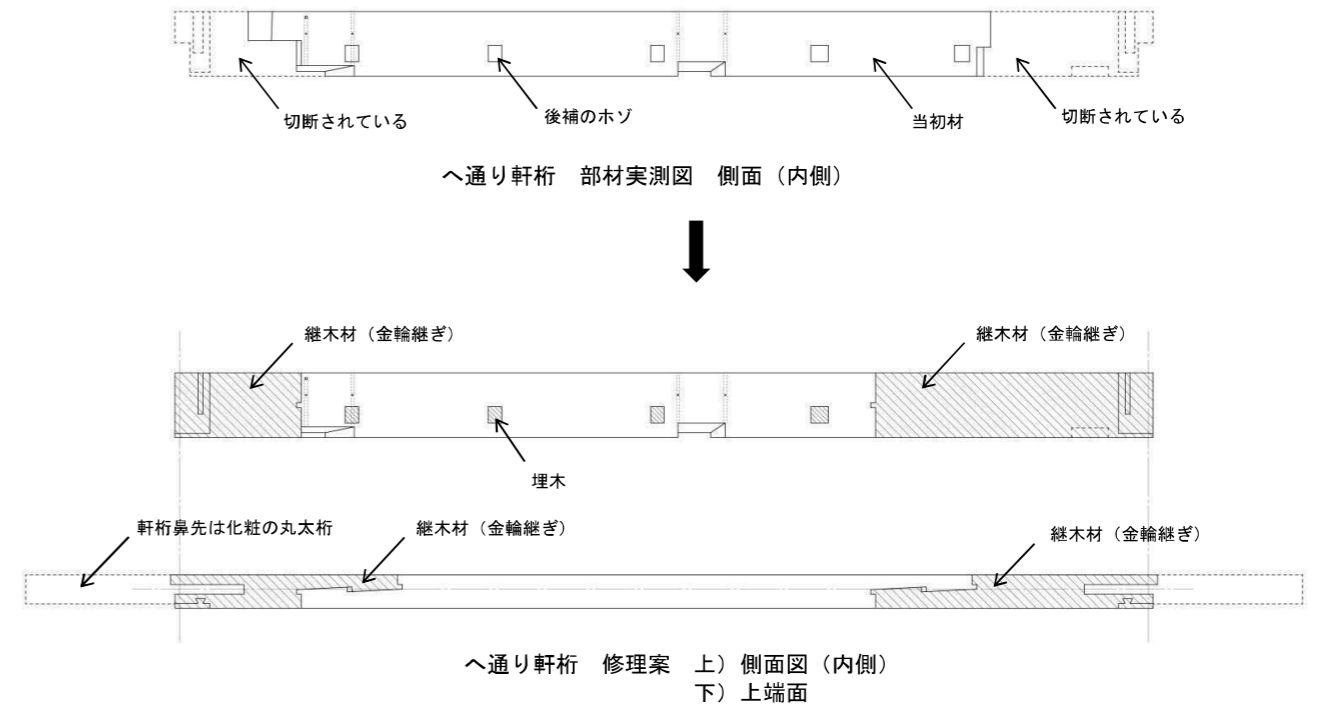
中梁の仕口（に又五）

大矢家時代は妻梁を貫通して、シャチ栓で妻梁と中梁を堅牢に固めていた。左写真のホゾ穴は、大矢家時代のもので、当初は中梁のホゾに北面と南面の妻梁の差し込んだ状態で、軒桁に落とし込む建込みの仕事であった。後補のホゾ穴を埋木して、当初のホゾの形に補修する。妻梁の後補のホゾ穴も埋木補修を施す。



軒桁の仕口（ろ五）

左写真は「ろ通り」の軒桁である。大矢家時代は水屋側の小屋梁に転用されており、垂木欠きと野地板欠きが施されていた。両端共に同様の加工が施されている。当初の仕口の状況を推定により復原して、継木補修を行う。



へ通りの軒桁は、両端が切断されているが、上端に垂木を打ち付けた釘の痕跡、下端に吊り束の痕跡、外側側面に野垂木のホゾ穴痕、内側側面に桔木吊り金具の痕跡、小屋梁受けない構造であることが分かる等、とても重要な当初材であるから、継木をして再用する。痕跡が可能な限り残るように両端を金輪継ぎで継木する。

金輪継ぎの仕口部分は、見え隠れ部分を炭素繊維で補強する。

〔床組〕

当初の足固め材は再用し、不足分は既存材に倣って補足する。その他根太類は、新補材とする。

〔野物材〕

当初の貫材は再用し、不足分は痕跡及び既存材に倣って補足する。

〔小屋組〕

当初の棟束4本は継木補修を施して再用する。その他の不足材は、既存材にならって補足する。

〔軒廻り材〕

下屋垂木の当初材3本の内、2本は繕いを施して再用する。その他は、全て新補材とする。上屋軒廻りは、全て新補材とする。

〔造作材〕

天井材、敷居、鴨居、床の間廻り、付書院廻りは、既存材を再用する。上段框、腰幅木は再建検討に基づき補足する。

6. 余芳移築再建スケジュール

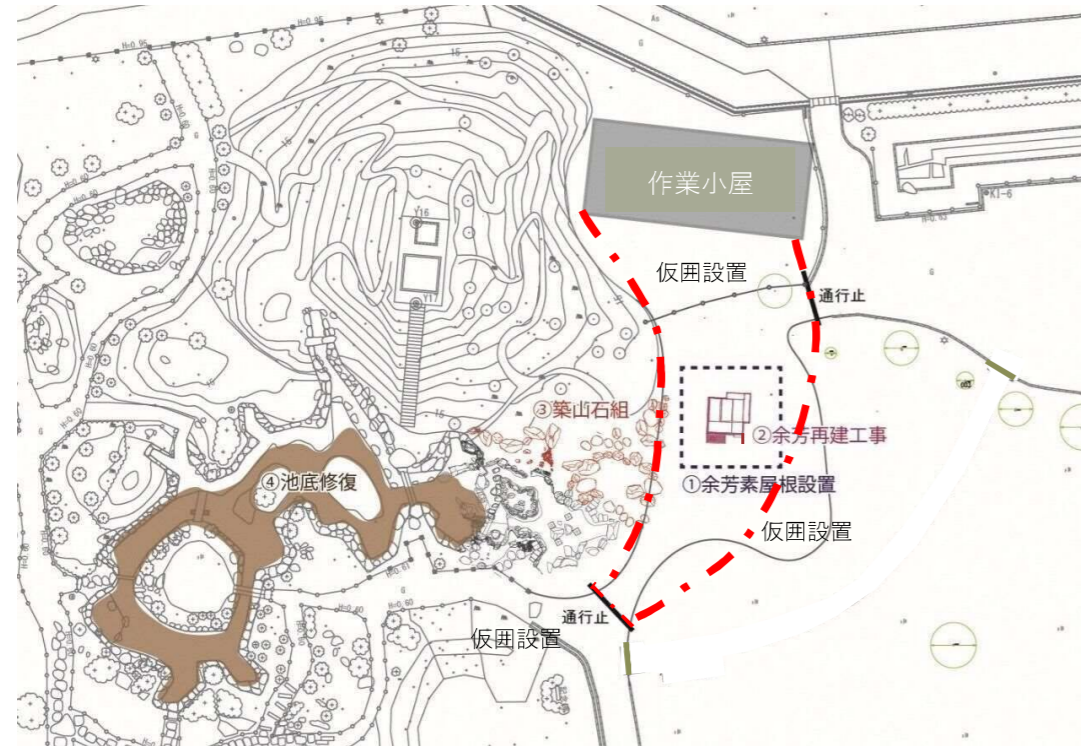
	令和3年度												令和4年度												令和5年度												令和6年度												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
現状変更手続き (復元検討)	復元検討資料等作成																																																
適用除外手続き													実施設計																																				
【建造物】 設計監理業務 実施設計業務 監理業務													実施設計												監理業務																								
【庭園】 設計監理業務 実施設計 監理業務	実施設計業務												監理業務																																				
【共通仮設工事】 建造物・庭園													仮囲い																								仮設物撤去												
【建築工事】 余芳移築再建 ・建物本体													古材継ぎ												基礎工事(基礎コンクリート) 新材加工 礎石据付 現地組立 下屋こけら葺き 主屋茅葺 小舞下地挿き 荒壁付 表屋根建設 礎石据付 表屋根解体 妻壁仕上 内外部壁仕上げ												軒内土間叩き 濡縁組立 建具工事 内装工事 雑工事												
・手水石組 ・沓脱石据付																																					手水鉢石組据付 沓脱石据付												
・自火報設備																									弱電配管理設(建物部分) 建物内配管、小屋裏感知器設置												空気管、機器取付												
【庭園工事】 北園池修復整備 余芳周辺整備													北園池修復工事																								余芳周辺整備												



### 7. 工事計画の考え方

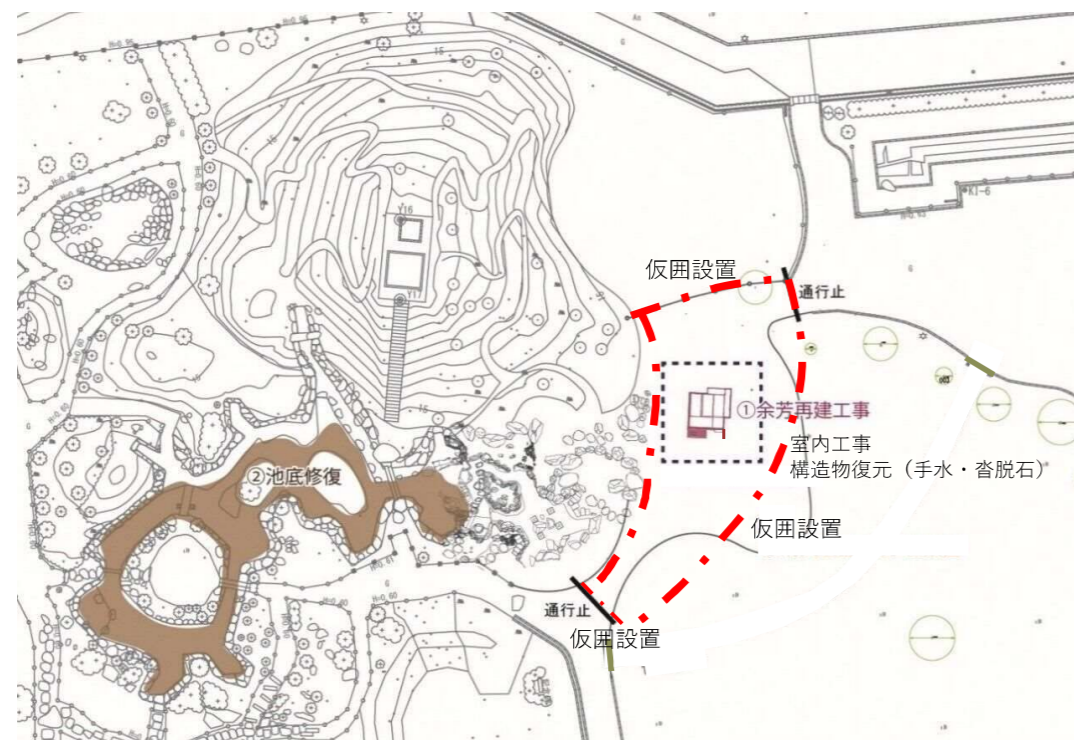
令和5年度

工事区画を設定して、工事区域への通行止めを行う。余芳再建のため、素屋根を架設する。



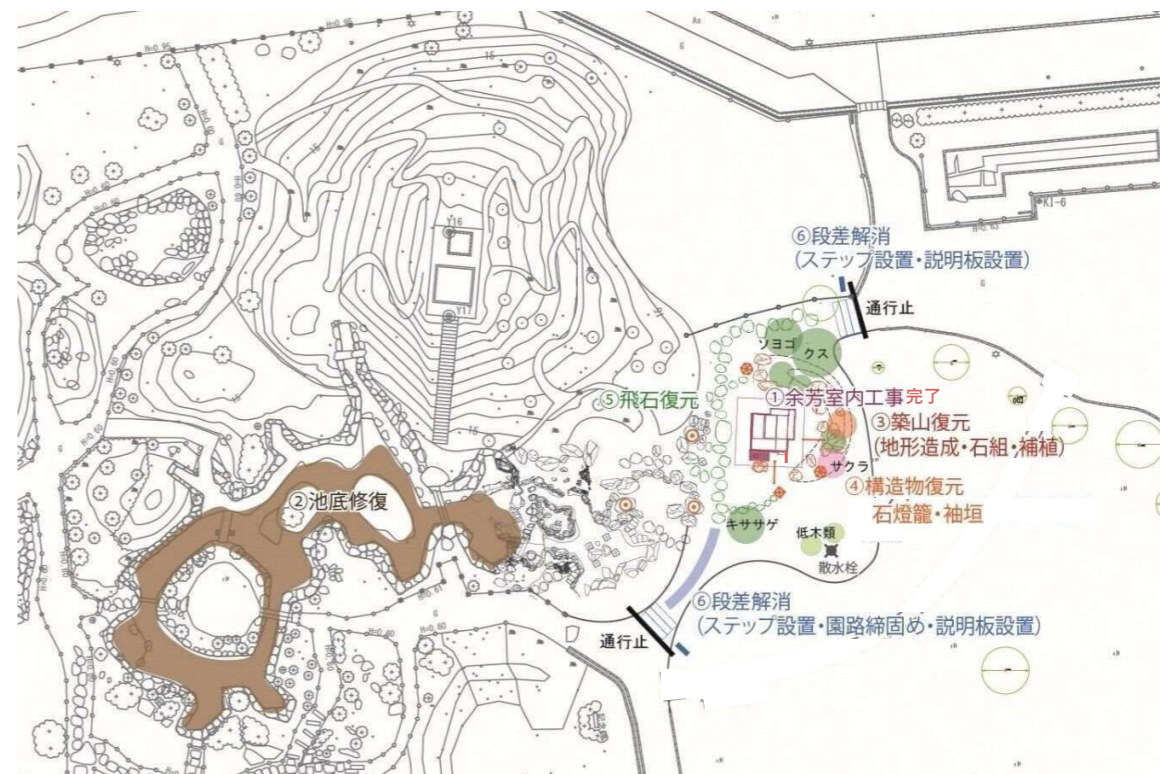
令和6年度（前半）

工事区域への通行止めは引き続き行う。余芳屋根工事完了後に素屋根を撤去、作業小屋も解体する。

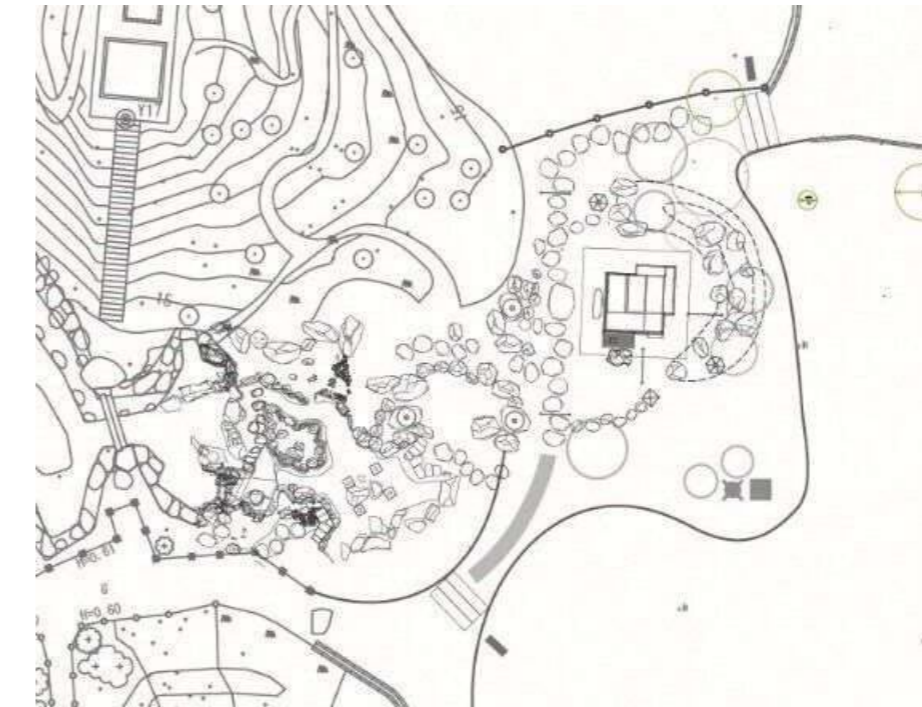


令和6年度（後半）

余芳周辺庭園復元整備工事を行うため、工事区域への通行止めは引き続き行う。

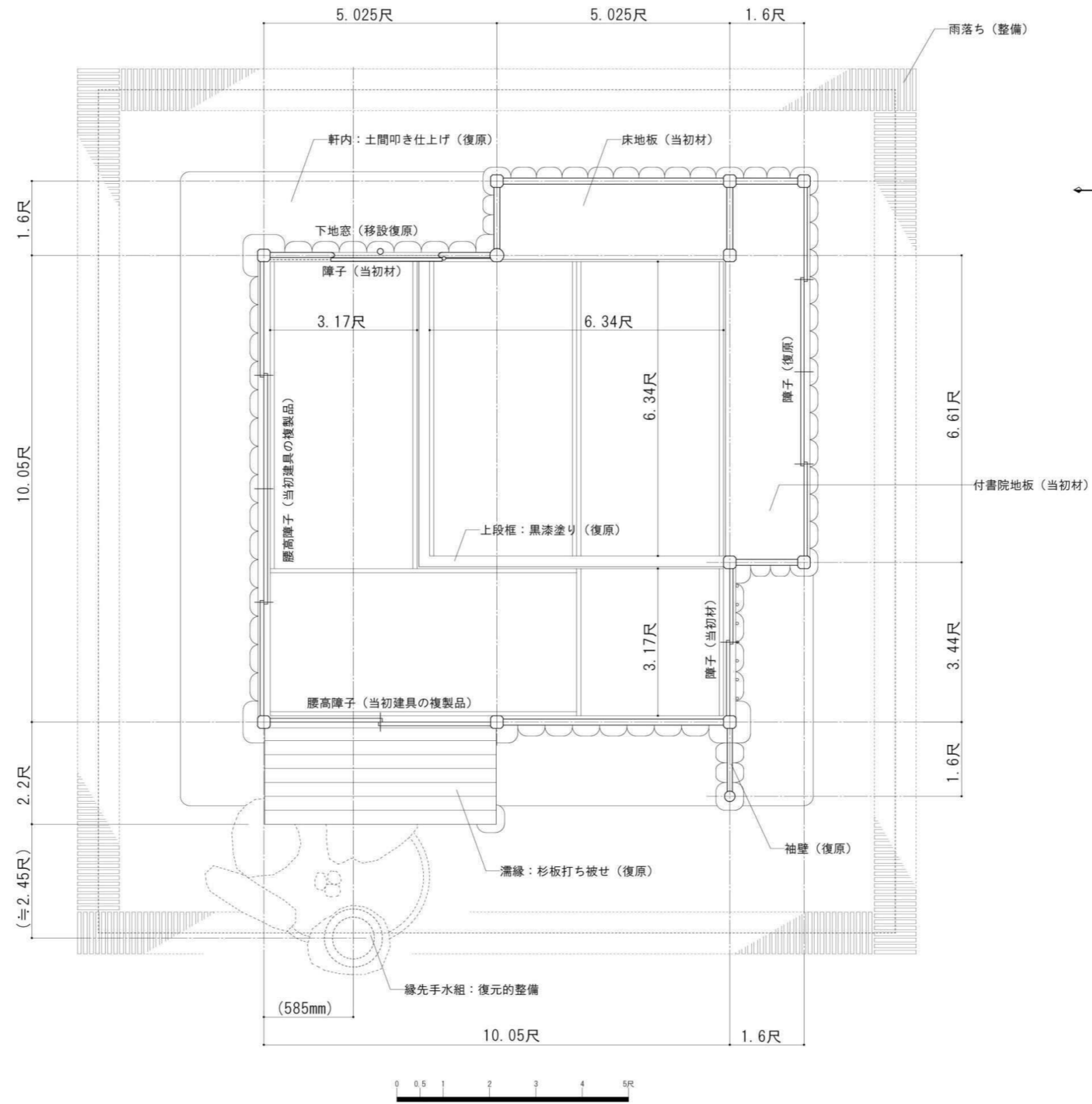


余芳及び周辺整備完成イメージ

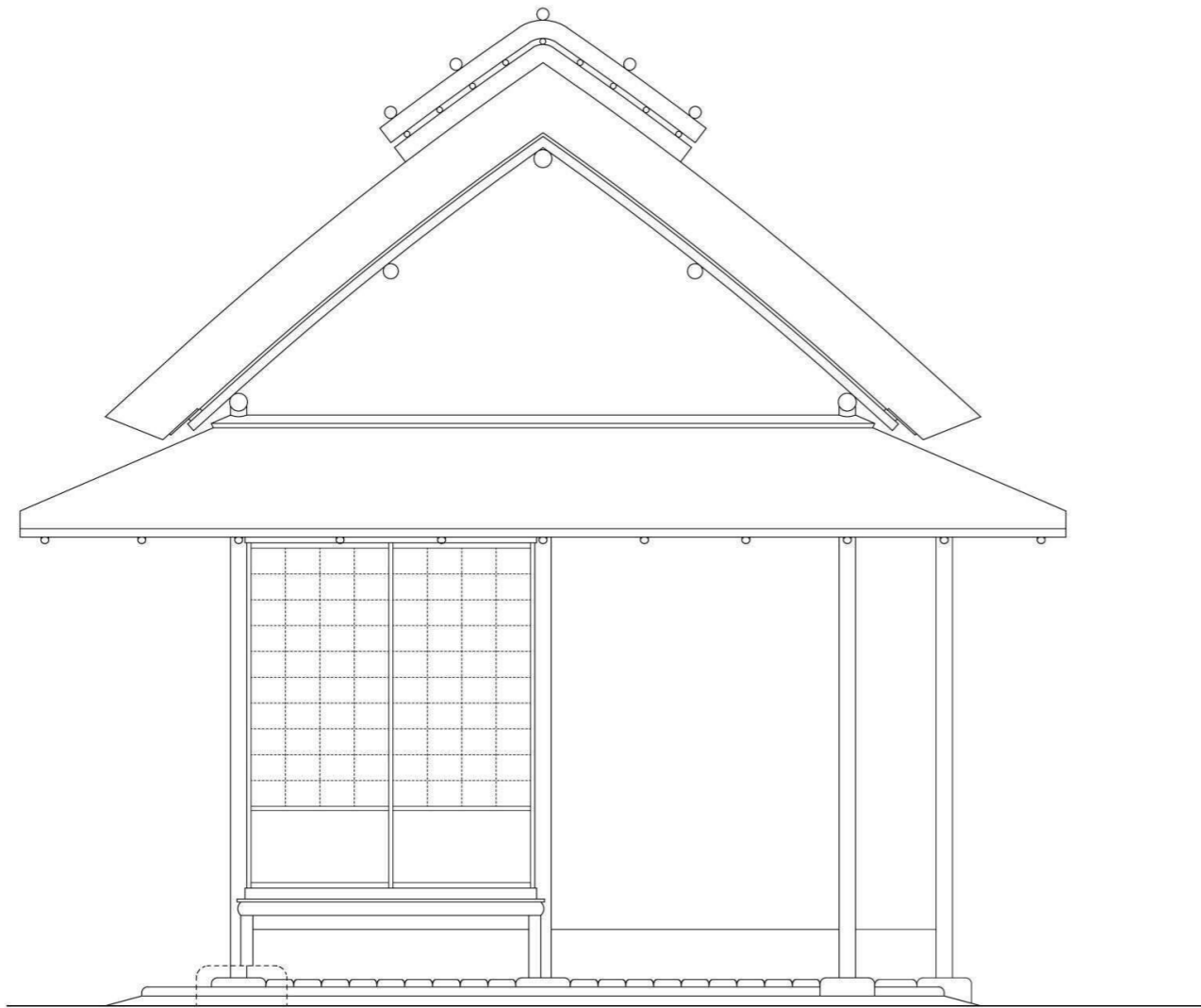




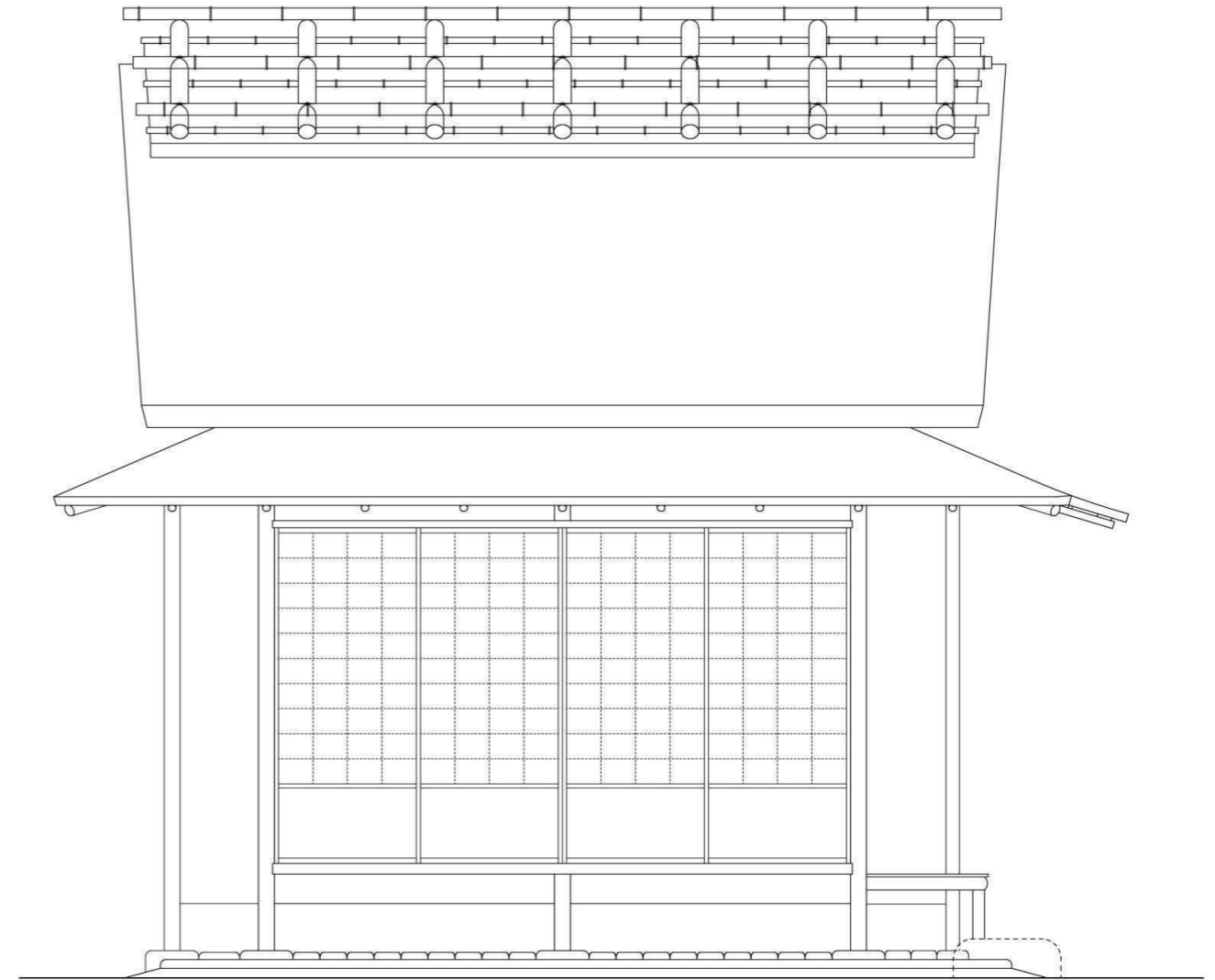
8. 整備図面



平面図

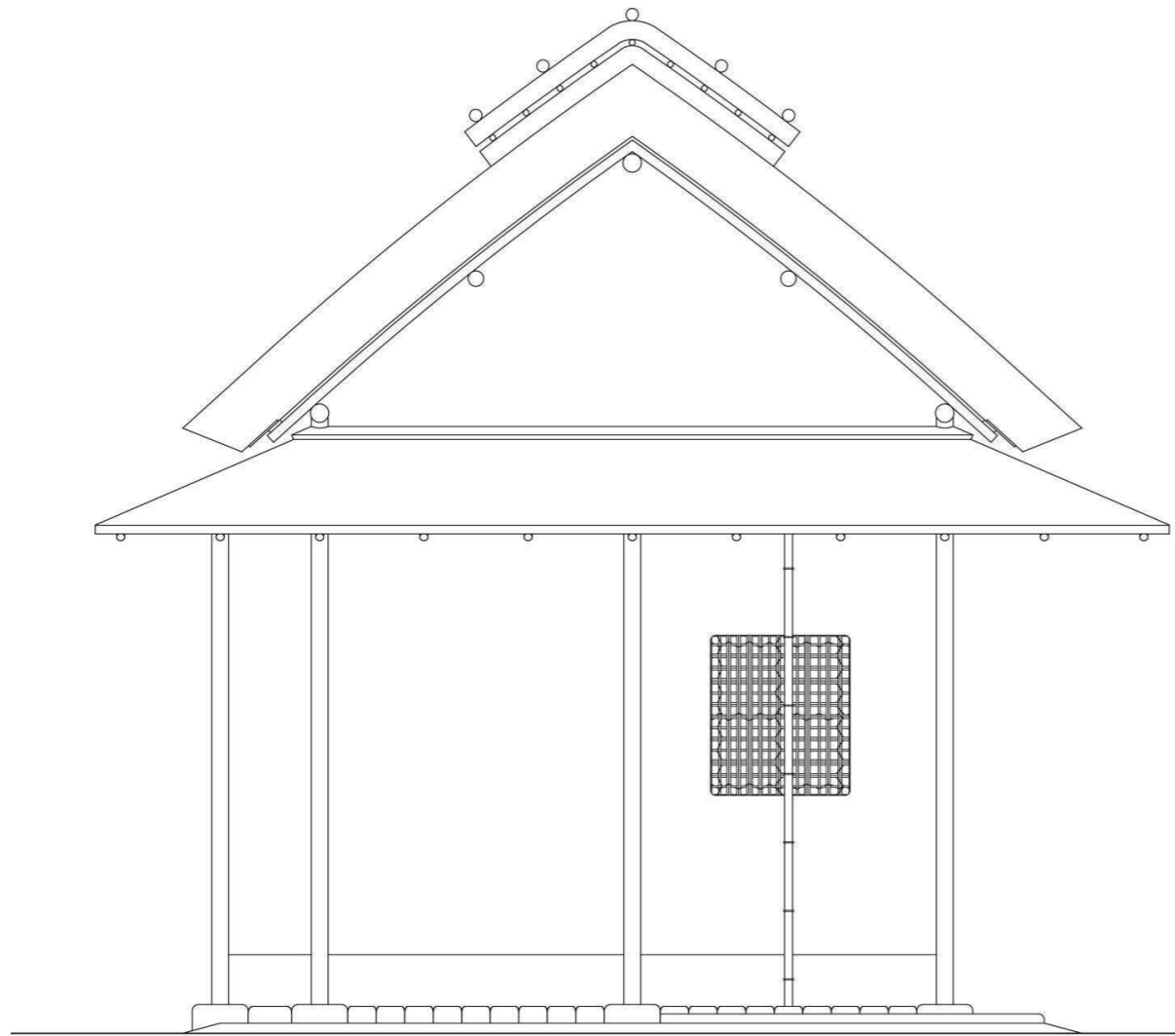


南立面図

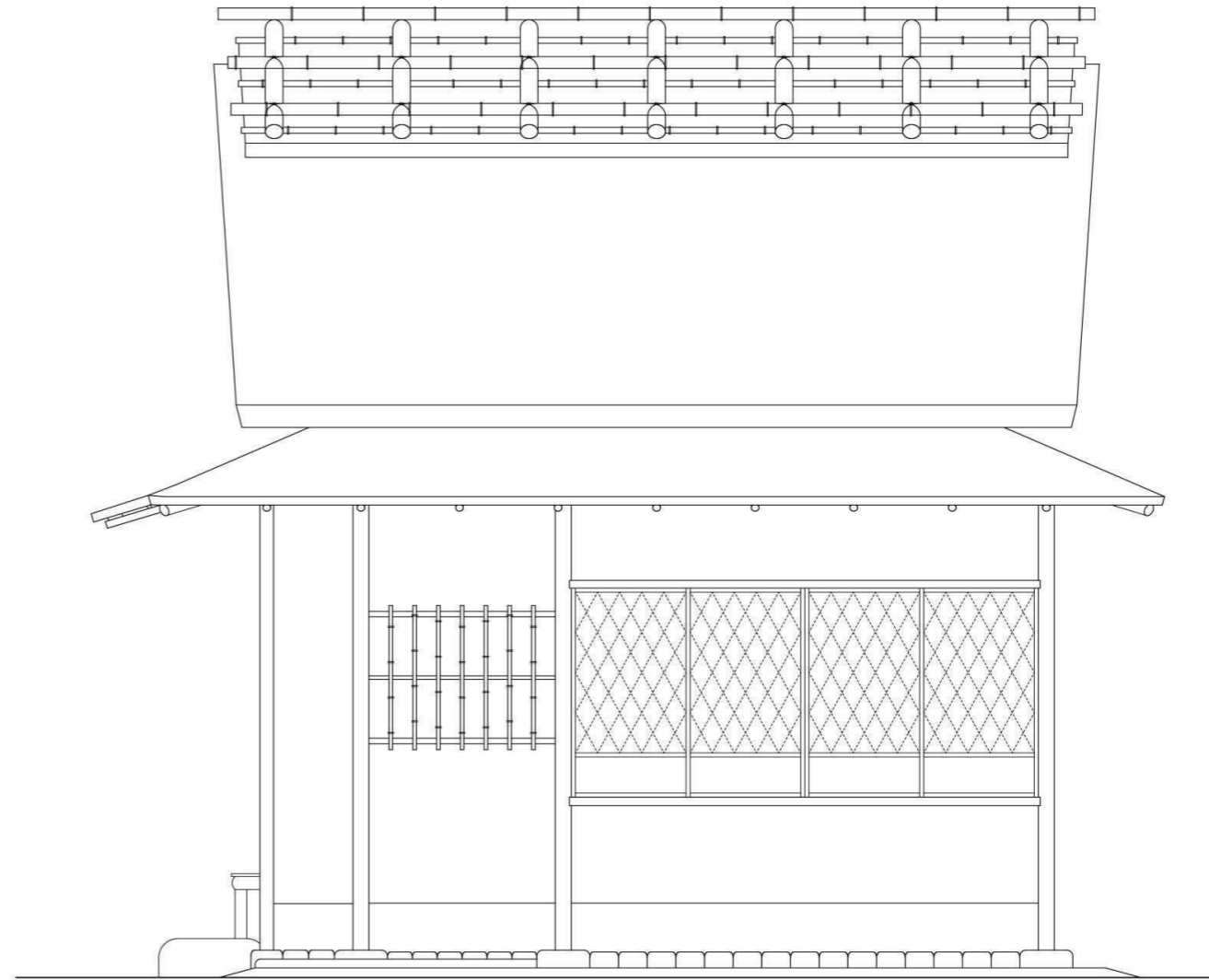


西立面図



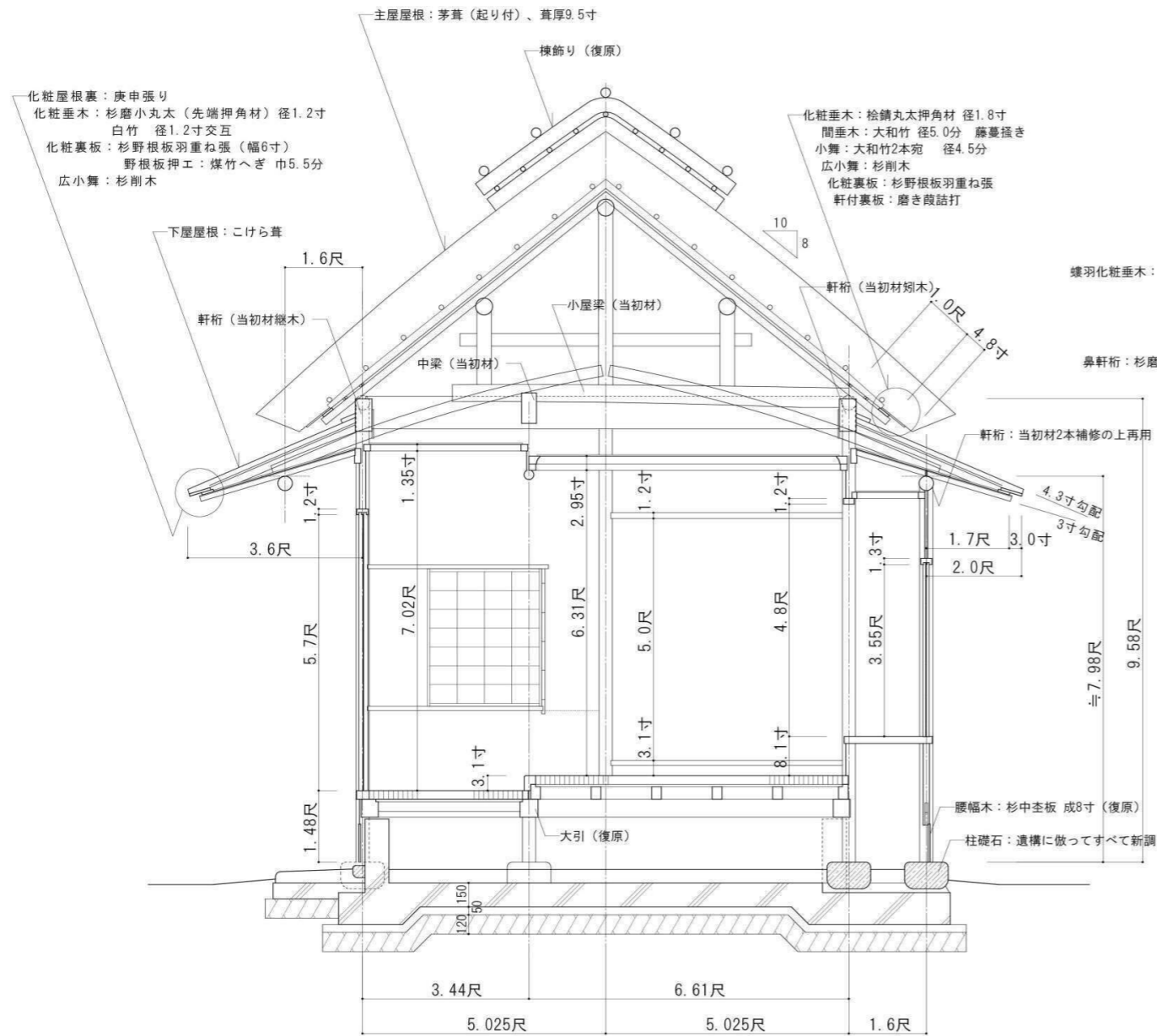


北立面図

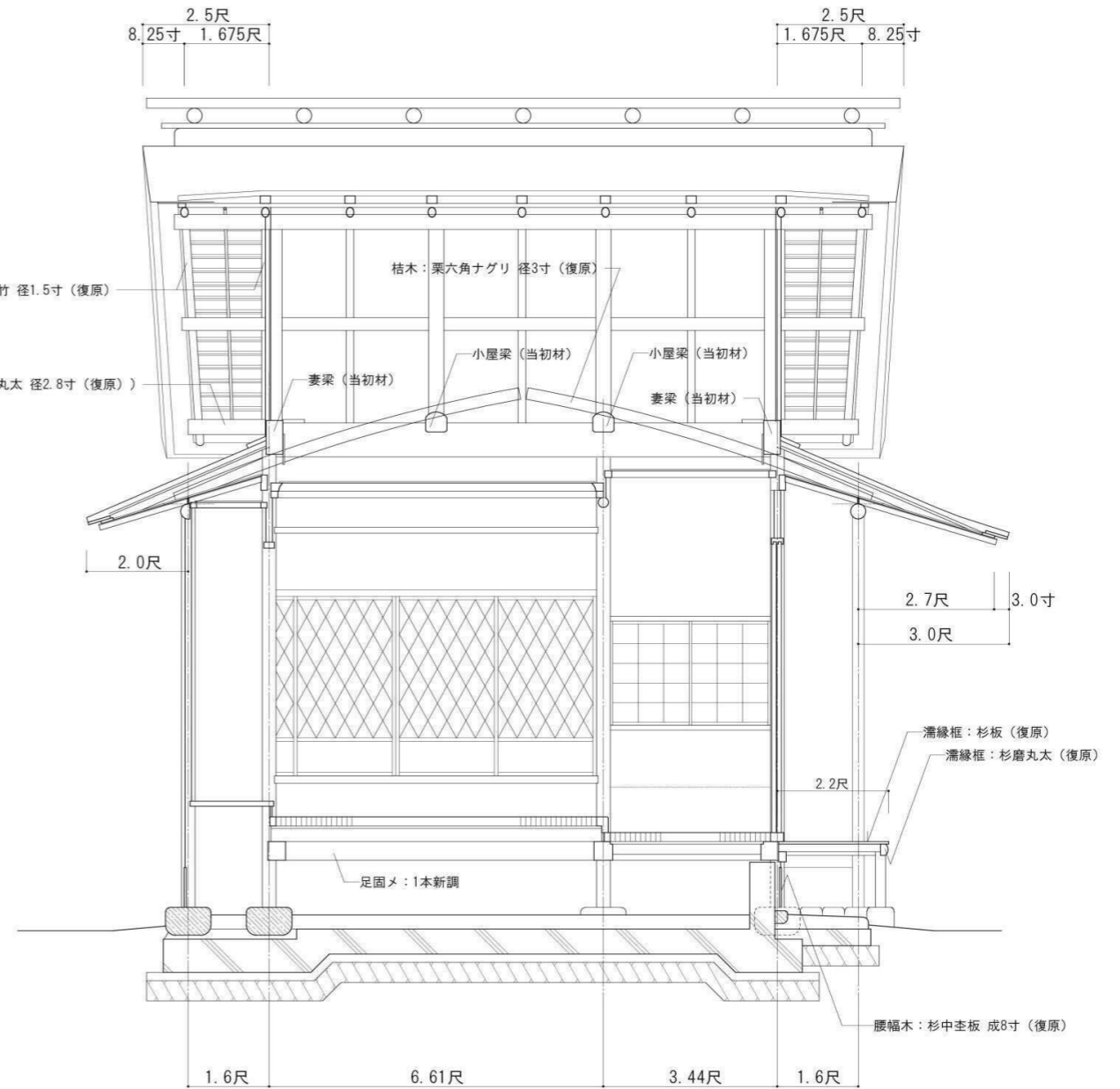


東立面図

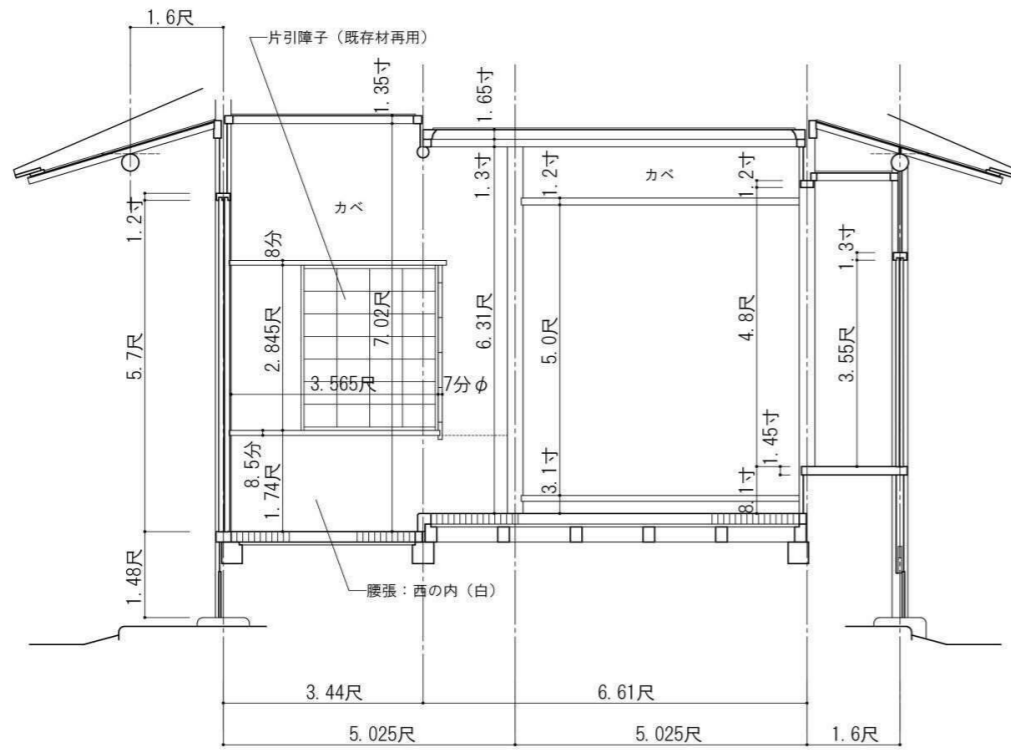




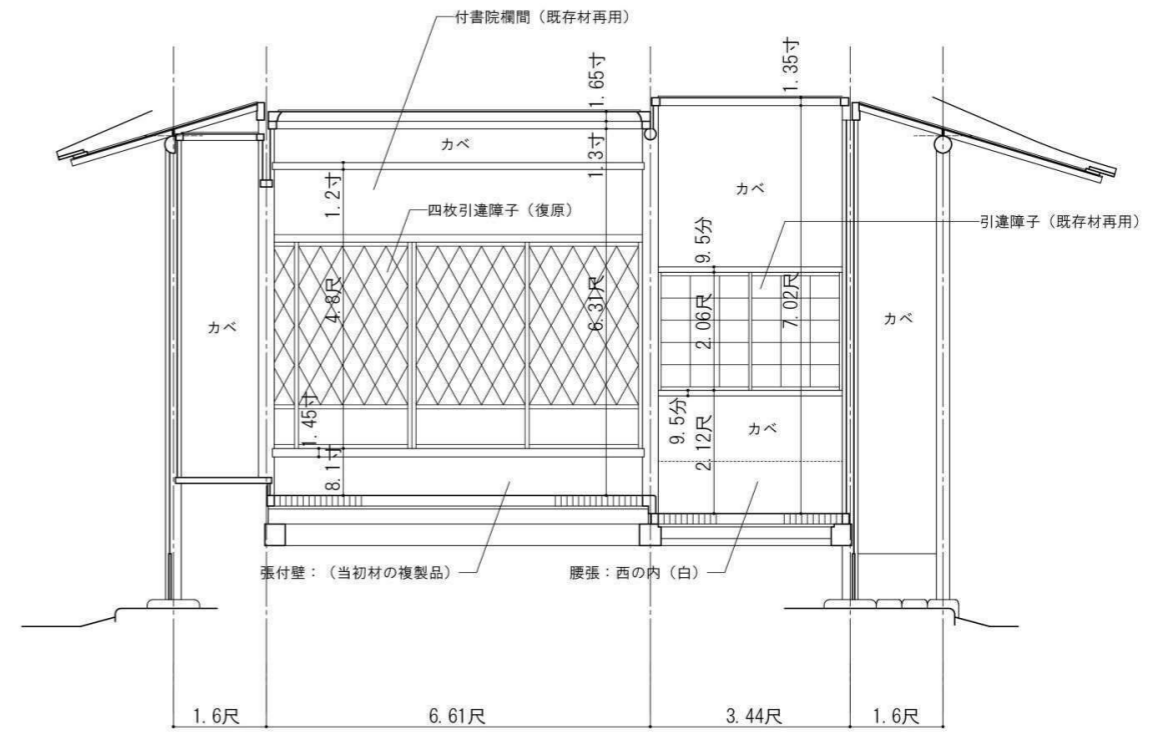
梁行断面図



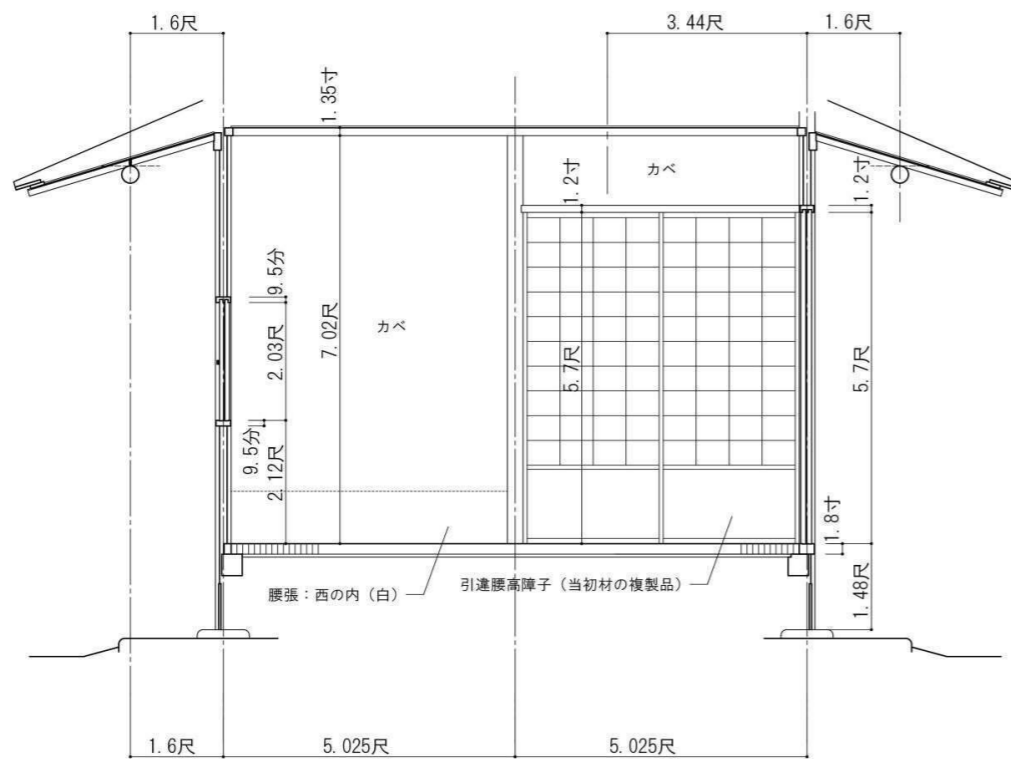
桁行断面図



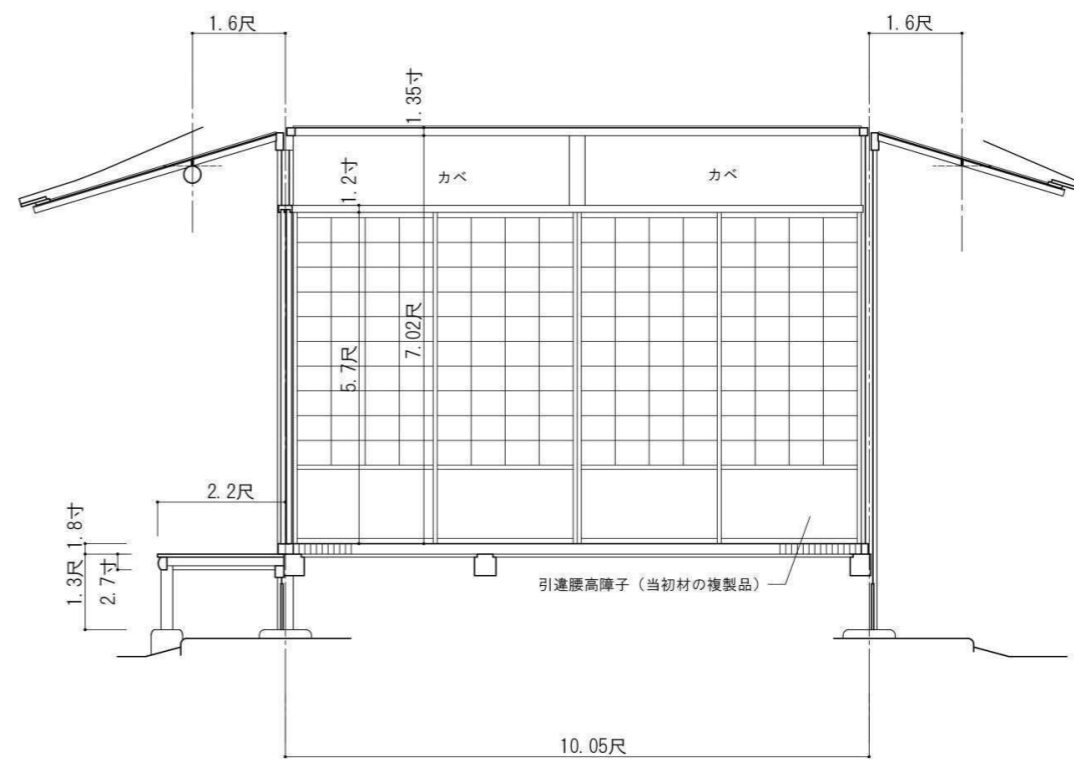
展開図 (北面)



展開図 (東面)

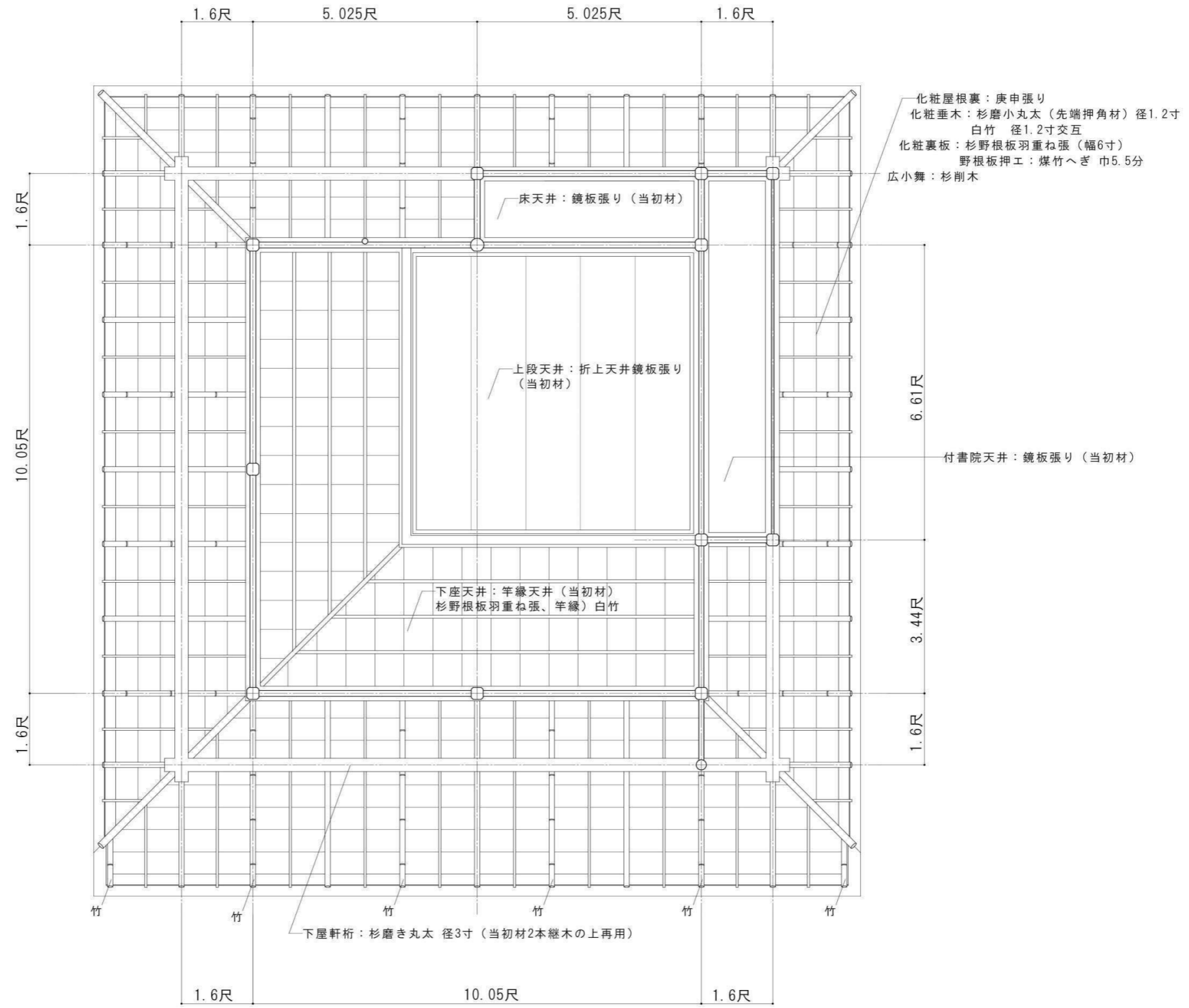


展開図 (南面)



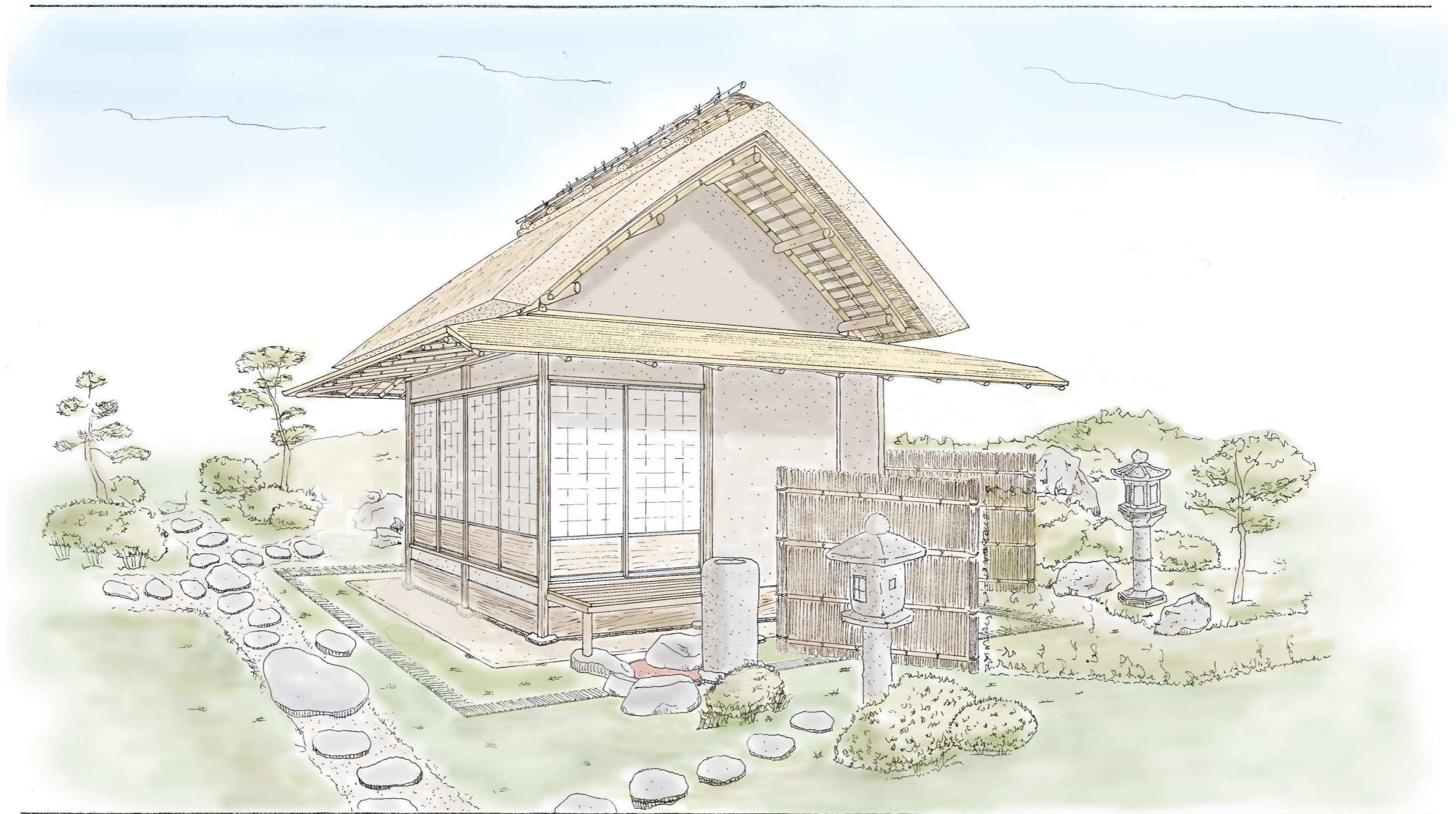
展開図 (西面)





天井伏図





余芳 外観 南西方向より見る (イメージスケッチ)

## 令和4年度の二之丸庭園の修復整備工事について

### 1. 二之丸庭園の保存整備のスケジュール

庭園の修復整備工事は、余芳移築再建工事との工程等の調整が必要となる。

令和4年度は、北園池の護岸の傾倒箇所やひび割れの調査とともに、工事施工上、余芳部材等の現地組立前に行う必要がある北側石組の整備に取り組む。

年度 月	R3			R4			R5			R6			備考																			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
現状変更手続き (余芳復元検討)						余芳復元検討資料等作成																										
建造物設計監理									実施設計					監理業務																		
庭園設計監理					実施設計、監理業務																											
共通仮設工事									仮囲い																							仮設物撤去
建築工事										古材繕い				現地組立、素屋根建設・解体、手水設置、内装工事等																		
庭園工事 北園池						石組修理			【資料2-2】 護岸の傾倒箇所・ひび割れの調査、修理										天端・擬岩破損箇所・池底修理													
余芳周辺整備									【資料2-4】 北側石組等整備											園路等整備												



## 2. 北園池護岸の傾倒箇所の修理に係る調査の方針

### ■調査の目的

- ・傾倒の主原因を特定するため
- ・主原因をもとに修復方法を検討するため

### ■調査箇所

- ・下図の赤丸及び右図の赤矢印で記された範囲

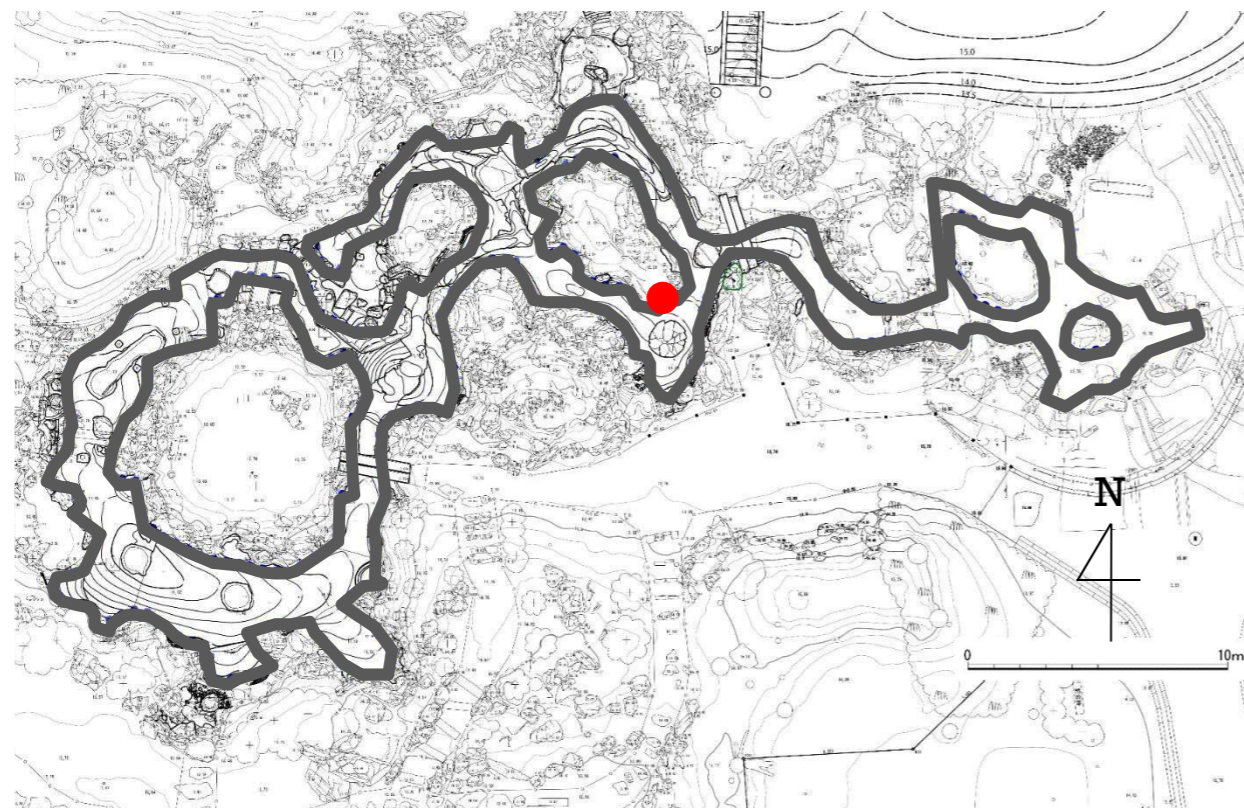
### ■調査の方法

- ・学芸員立会のうえで右図①②を人力で取り外し、護岸背面の樹木根や堆積土の状況を調べる。
- ・上記の結果、必要があれば③についても人力で取り外して状況を調べる。
- ・護岸の構成材料については、既往分析結果を整理するとともに、必要に応じて本調査箇所からも試料を採取して分析する。

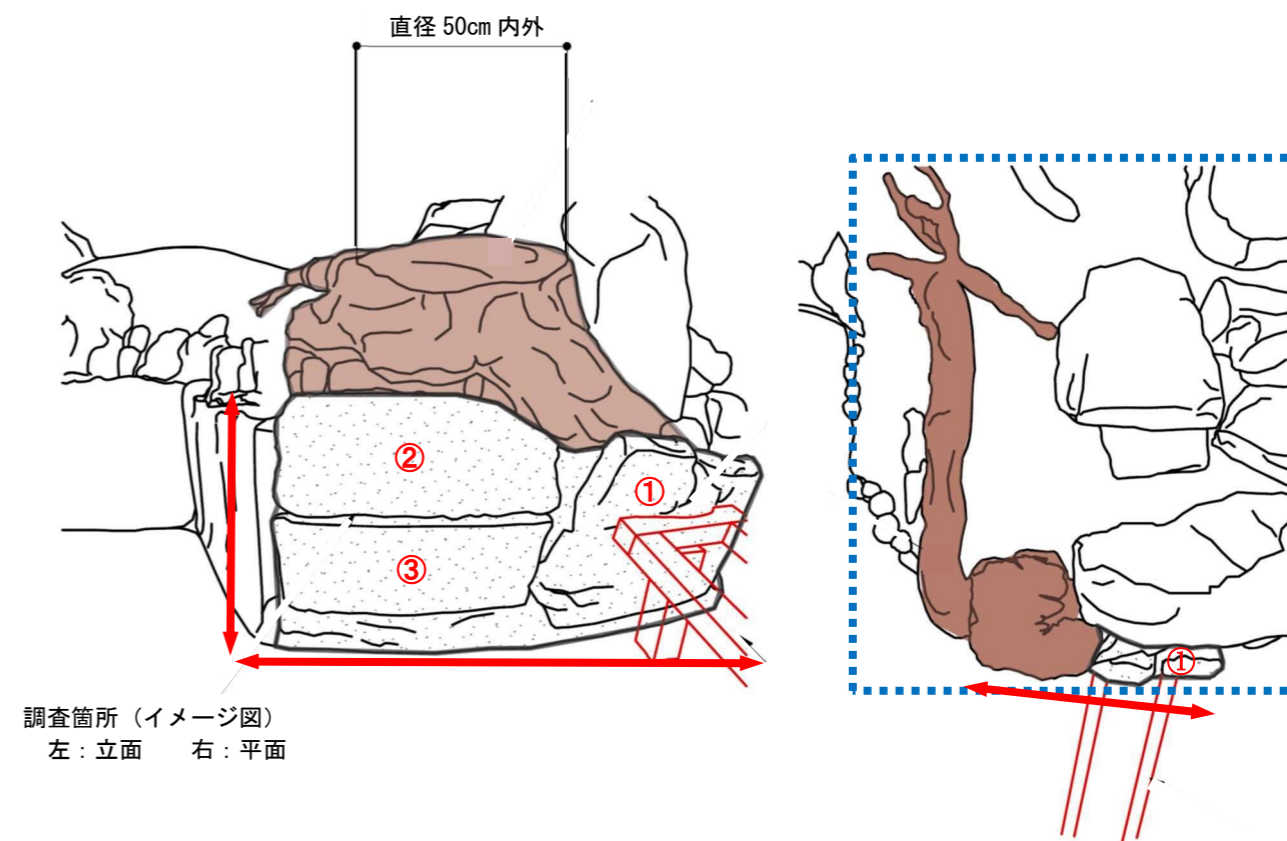
### ■調査後の措置

- ・遺構の保存に影響を及ぼさない範囲において傾倒の主原因を極力取り除けるような措置（例えば樹木根の撤去）を施す。主原因を撤去した際、土砂の充填が必要となる場合は、山砂で充填する。
- ・上記措置について、掘削を伴う場合は、右図の青点線の約3㎡(1.5\*2.0m程度)を範囲とした人力による掘削とし、近世遺構面までを原則とする。※面積は最小限とする
- ・調査に伴い発生した背面土砂は埋戻しのため保存する。
- ・調査箇所については崩壊しないよう土嚢等で抑えるとともに、外した構造物の破損等を防ぐためシート等で養生する。

※調査後、傾倒した護岸の修理方法および修理材料を検討し有識者会議の意見も踏まえて修理工事に着手する。



調査箇所



調査箇所（イメージ図）  
左：立面 右：平面



調査箇所（写真）  
左：立面 右：平面



### 3. 北園池護岸のひび割れの修理の方針

#### ■箇所選定

- ・有識者等の立会いのうえで、北園池護岸のひび割れの発生状況を確認して右図緑着色の範囲から修理が必要な箇所を選定する。

#### ■修理方法

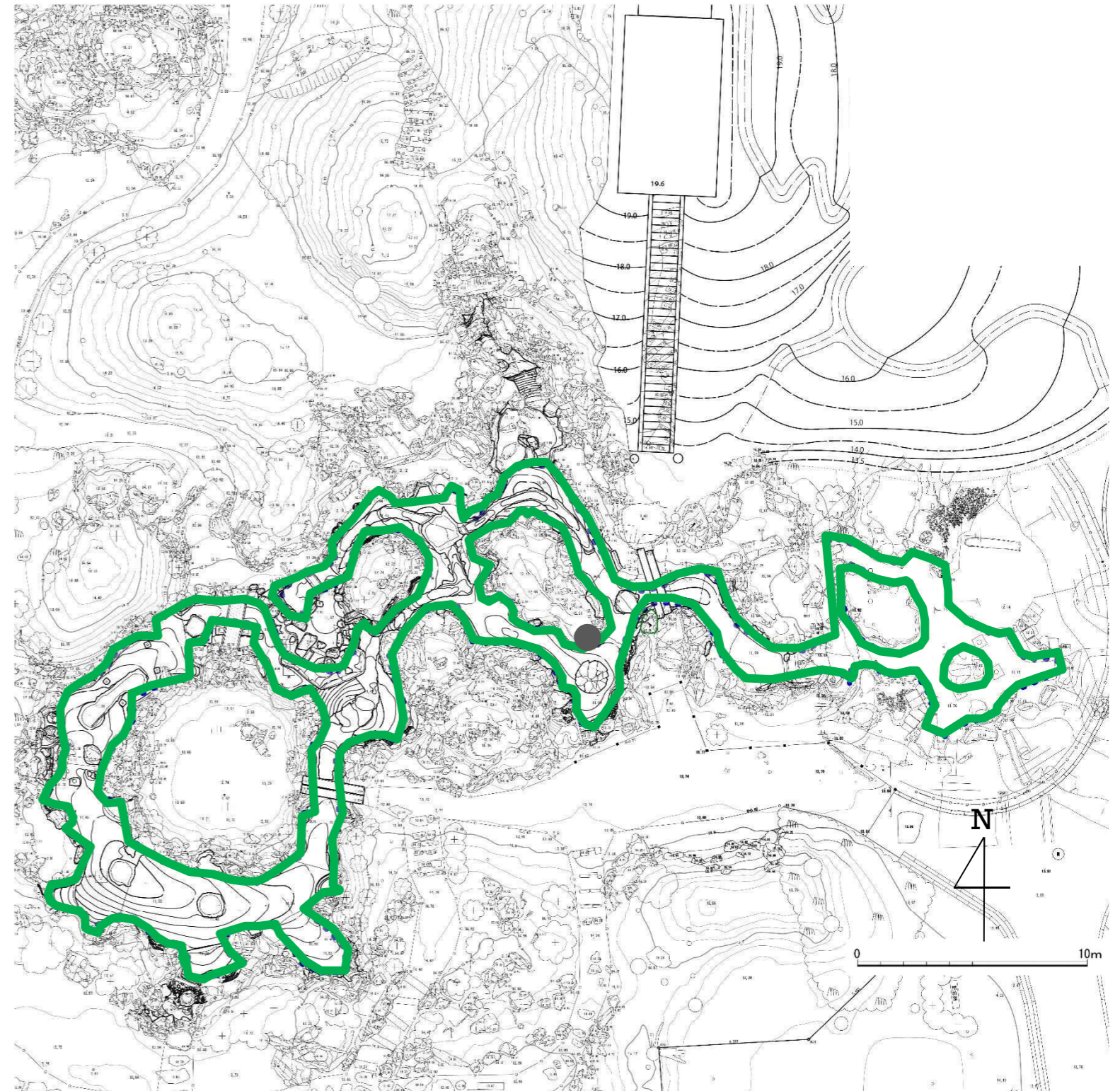
- ・対象箇所の苔や汚れ等を清掃後、下記材料を充填する。

#### ■修理材料

- ・材料の配合については、ひび割れの箇所や幅等を勘案した区分ごとのサンプル（主な材料は砂、細礫、消石灰、にがりを想定）について自然科学分析の結果を踏まえて作成する。
- ・なお、これまでは、池底及び護岸と護岸上部において、薄片の偏光顕微鏡観察、同薄片切断面の元素マッピング分析、X線解析分析により、骨材の概略の粒度組成や岩石の種類、カルシウム量の分析を行っており、令和4年度以降も引き続き実施予定。



修理箇所の例（写真）

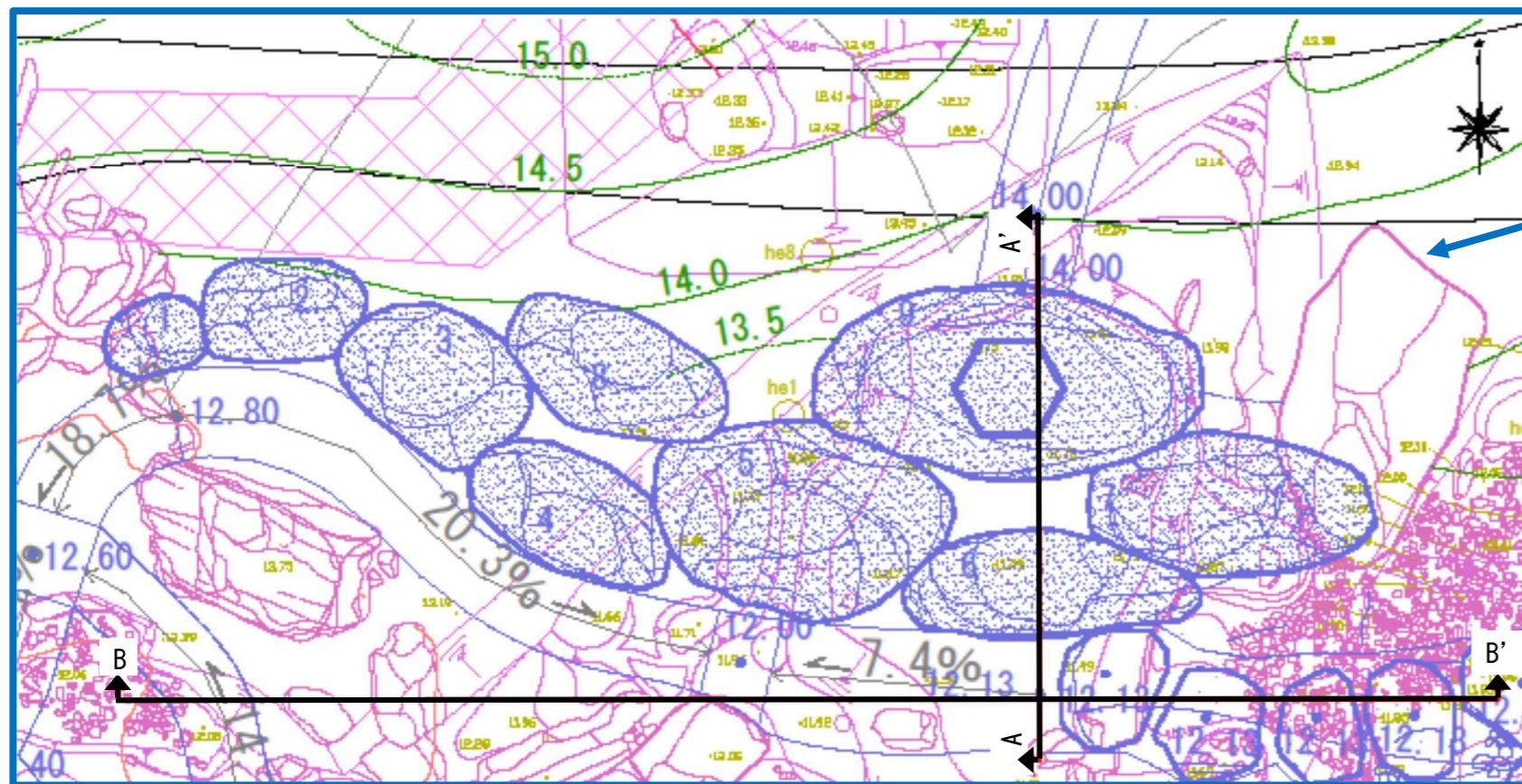


修理箇所の範囲



#### 4. 石組の復元的整備

- ・御城御庭絵図等絵図や周辺との取り合わせから以下のように整備を計画する。
- ・施工については現存する石組を参考にし、使用する石材については基本的に場内で保管されているものとする。



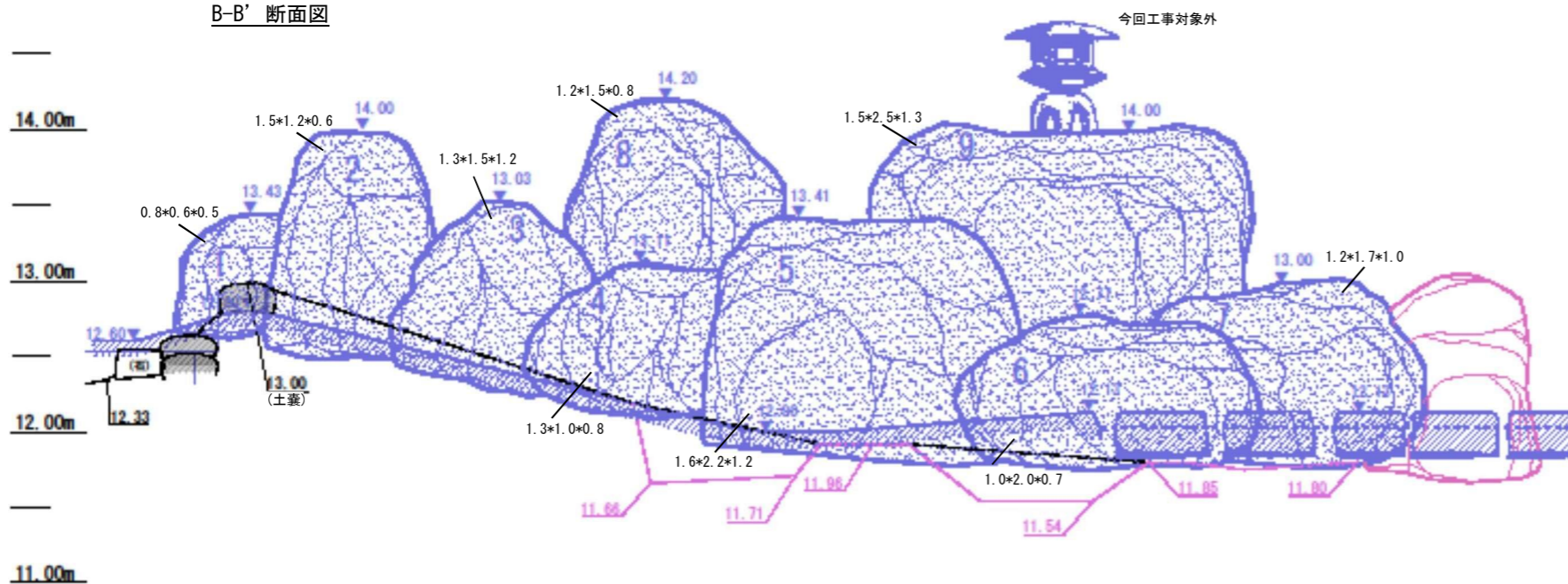
位置図



凡例

- 計画 (Blue hatched area)
- 現況 (Black line)
- 遺構 (Pink line)

B-B' 断面図



A-A' 断面図

